

泉区連合自治会町内会長会 2月定例会

開催日時 令和 7 年 2 月 19 日 (水)

14:00~

1 市連会定例会報告事項

(1) GREEN×EXPO 2027開催2年前シンポジウムの実施について	【脱炭素・GREEN×EXPO推進局】 ……〔依頼報告事項(6)で説明〕
(2) 令和7年度共同募金運動について	【共同募金会横浜市支会】 ……〔依頼報告事項(1)で説明〕
(3) 令和7年度市民局予算案における自治会町内会向け主な補助金について	【市民局】 ……〔依頼報告事項(11)で説明〕
(4) 自治会町内会向けデジタルツール紹介冊子の配付について	【市民局】 ……〔依頼報告事項(12)で説明〕
(5) 「広報よこはま」「ヨコハマ議会だより」等の配布について	【政策経営局】 【議会局】 ……〔依頼報告事項(7)で説明〕
(6) 令和7年国勢調査実施に伴う御協力のお願について	【政策経営局】 ……〔依頼報告事項(5)で説明〕
(7) 民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策の取組状況について	【健康福祉局】 ……〔依頼報告事項(8)で説明〕
(8) 令和7年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について	【健康福祉局】 ……〔依頼報告事項(9)で説明〕

2 依頼報告事項

(1) 令和7年度 泉区社会福祉協議会及び関係団体の各種募金に係るご依頼について	協力依頼
担当・説明 (泉区社会福祉協議会)	資料1 ●
広報よこはま掲載： なし	
「日本赤十字社泉区地区委員会」、「泉区更生保護協会」、「神奈川県共同募金会泉区支会」、「泉区社会福祉協議会賛助会費」について、令和7年度の依頼予定額をご案内します。	
◆依頼事項 自治会町内会長への協力依頼です。(※議案提出団体から直接送付します)	

(2) 第5期泉わくわくプラン地区別計画の策定について		協力依頼
担当・説明 (泉区社会福祉協議会)		資料2
広報よこはま掲載： なし		
<p>各地区において、泉わくわくプラン第4期地区別計画の振り返りと、第5期地区別計画の策定に向けた話し合いを進めていただきますようご協力をお願いします。</p> <p>◆依頼事項 地区連合自治会町内会長への協力依頼です。</p>		

(3) 「横浜市泉区更生保護だより『明るい社会』」の発行について		報告
担当・説明 (泉区社会福祉協議会)		資料3 ●
広報よこはま掲載： なし		
<p>「横浜市泉区更生保護だより『明るい社会』」の発行についてご報告します。 (※議案提出団体から直接送付します)</p>		

(4) 令和7年度家庭防災員研修について		回覧依頼
担当・説明 (泉消防署総務・予防課)		資料4 ★
広報よこはま掲載： なし		
<p>家庭防災員研修を通じて、自らの家庭を守るための知識や技術を身に付けていただくとともに、共助の重要性についても理解を深めていただくことで、地域における防災活動の担い手として活躍していただきたいと考えています。令和7年度の家家庭防災員研修受講者の募集についてご協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>申込期限：令和7年5月15日（木）まで</p> <p>◆依頼事項 自治会町内会長への回覧依頼です。</p>		

(5) 令和7年国勢調査員の推薦について		推薦依頼
担当 (政策経営局統計情報課)		資料5 ●
説明 (泉区総務課)		
広報よこはま掲載： なし		
<p>令和7年国勢調査（基準日：令和7年10月1日）の実施に伴い、各自治会・町内会長に国勢調査員の推薦を依頼します。</p> <p>◆依頼事項 自治会町内会長への推薦依頼です。（※議案提出団体から直接送付します）</p>		

(6) GREEN×EXPO 2027開催2年前シンポジウムの実施について	情報提供
	資料6 ★
担当 (脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課)	
説明 (泉区区政推進課)	
広報よこはま掲載： あり (令和7年3月号)	
<p>開催2年前(3月19日)を迎えるにあたり、GREEN×EXPO 2027の意義を市民の皆様にご理解いただくため、シンポジウムを実施します。</p> <p>本市の電子申請等により3月7日まで申込みを受け付けます。ご応募お待ちしております。</p>	

(7) 広報紙の配布について	協力依頼
	資料7 ★
担当 (政策経営局広報課、議会局秘書広報課)	
説明 (泉区区政推進課)	
広報よこはま掲載： なし	
<p>泉区では、広報よこはま、県のたより、ヨコハマ議会だよりについて、自治会町内会による配布と業者による配布によって、全世帯への配布をお願いしています。</p> <p>令和7年度についても、引き続き広報紙の配布について、御協力をよろしく申し上げます。</p> <p>◆依頼事項 自治会町内会長への協力依頼です。</p>	

(8) 民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策に関する検討結果の報告について	報 告
	資料8 ★
担当 (健康福祉局地域支援課)	
説明 (泉区福祉保健課)	
広報よこはま掲載： なし	
<p>令和7年12月の一斉改選に向けた民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策については、課題や具体的な取組を一覧にまとめた「ツリー図」に基づいて、検討や取組を進めています。一斉改選を目前に控え、現時点の取組状況を御報告します。</p>	

(9) 令和7年 民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦について	推薦依頼
	資料9 ●
担当 (健康福祉局地域支援課)	
説明 (泉区福祉保健課)	
広報よこはま掲載： なし	
<p>民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦について、御協力をお願いします。令和7年7月は、欠員補充及び増員が必要な場合のみとなりますので、推薦書類等は、対象自治会町内会に、直接送付いたします。</p> <p>令和7年12月には任期満了に伴う一斉改選がありますが、詳細は別途、説明させていただきます。</p> <p>◆依頼事項 自治会町内会長への推薦依頼です。(※対象団体へは議案提出団体から直接送付します)</p>	

(10) 地域土砂清掃に伴う「土のう袋回収手続き」のお願い		周知依頼
担当・説明 (泉土木事務所)		資料10 ★
<p style="text-align: center;">広報よこはま掲載： なし</p> <p>令和7年度の自治会町内会が行う地域土砂清掃にあたって、土のう袋を土木事務所で回収するための手続き方法についてお知らせします。</p> <p>◆依頼事項 自治会町内会長への周知依頼です。</p>		

(11) 令和7年度市民局予算案における自治会町内会向け主な補助金について		情報提供
担当 (市民局地域防犯支援課、市民局地域活動推進課)		資料11 ★
説明 (泉区地域振興課)		
<p style="text-align: center;">広報よこはま掲載： なし</p> <p>令和7年度予算案では、地域コミュニティの要である自治会町内会の皆様の活動をより支援できるように、自治会町内会向けの補助金の新設や拡充等が盛り込まれています。</p> <p>令和7年度予算案に計上している自治会町内会向けの主な補助金を一覧にまとめましたので、情報提供させていただきます。</p>		

(12) 自治会町内会向けデジタルツール紹介冊子の配付について		情報提供
担当 (市民局地域活動推進課)		資料12 ★
説明 (泉区地域振興課)		
<p style="text-align: center;">広報よこはま掲載： なし</p> <p>市内の自治会町内会が、それぞれの状況に合わせてデジタル化を進め、情報共有や運営の効率化が図れるよう、市と連携協定を締結した事業者等が提供するデジタルツール（アプリ、サービスなど）を紹介する冊子を作成しました。自治会町内会での検討にご活用ください。</p>		

(13) 【毎月】泉土木管内工事について		情報提供
担当・説明 (泉土木事務所)		資料13

(14) 【毎月】泉区の治安情勢等について		情報提供
担当・説明 (泉警察署)		資料14

(15) 【毎月】火災・救急状況について		情報提供
担当・説明 (泉消防署)		資料15

3 その他

(16) 泉区自治会町内会区域図について	情報提供
	資料16 ★
担当・説明 (泉区連合自治会町内会長会)	
広報よこはま掲載： なし	
泉区自治会町内会区域図（令和7年1月現在）を作成しましたので、参考に送付します。	

(17) 令和6年度 泉区交通安全功労者表彰に係る被表彰者の決定について	報 告
	資料17
担当・説明 (泉区地域振興課)	
広報よこはま掲載： なし	
<p>11月区連会で依頼した、交通安全功労者表彰の被表彰者が決定したので報告します。 被表彰数：個人8名、団体3団体 表彰式：3月10日（月）10時から実施予定</p>	

(18) 泉スポーツセンター空調設置工事に伴う全館休館について	情報提供
	資料18
担当・説明 (泉区地域振興課)	
広報よこはま掲載： あり (令和7年7月号)	
<p>泉スポーツセンターは、令和7年9月から令和8年3月まで全館休館（予定）となります。 なお、今後の詳細なスケジュール等については、業者確定後に決定いたします。</p> <p>【工事内容（予定）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1、2体育室：空調設備の新設 ・第3体育室：空調設備の更新 	

3月定例会 日時：令和7年3月19日（水）午後3時00分から

会場：4ABC会議室

★は郵送による各会長への配送 ●は他のルートで配送します。

(案)

令和7年2月19日

自治会町内会長 様

泉区地域振興課

令和6年度 2月分資料の送付について (御連絡)

日頃から区政及び市政の事業推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

2月19日付開催の泉区連合自治会町内会長会定例会に基づき、2月分の資料を次のとおり送付いたしますので、よろしくお願いたします。

【送付物一覧】

	送 付 物	部 数
1	GREEN×EXPO 2027 開催2年前シンポジウムの実施について 区連会議題 6 【脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課】	1部
2	広報紙の配布について 区連会議題 7 【政策経営局広報課、議会局秘書広報課】	1部
3	民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策に関する検討結果の報告について 区連会議題 8 【健康福祉局地域支援課】	1部
4	地域土砂清掃に伴う「土のう袋回収手続き」のお願い 区連会議題 10 【泉土木事務所】	1部
5	令和7年度市民局予算案における自治会町内会向け主な補助金について 区連会議題 11 【市民局地域防犯支援課、市民局地域活動推進課】	1部
6	自治会町内会向けデジタルツール紹介冊子の配付について 区連会議題 12 【市民局地域活動推進課】	1部
7	泉区自治会町内会区域図について 区連会議題 16 【泉区連合自治会町内会長会】	1部
8	令和7年度家庭防災員研修について 区連会議題 4 【泉消防署総務・予防課】	回覧部数

事務局 泉区役所地域振興課 担当：三浦 TEL 800-2391

地区連合自治会町内会長 様

社会福祉法人
横浜市泉区社会福祉協議会
事務局長 今村 后得

令和7年度 泉区社会福祉協議会及び関係団体の各種募金に係るご依頼について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本会の事業の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会が事務局を担っております「日本赤十字社泉区地区委員会」「泉区更生保護協会」「神奈川県共同募金会泉区支会」並びに「泉区社会福祉協議会賛助会費」の募金につきまして、毎年多大なご協力をいただきまして深く感謝申し上げます。

各団体の活動にご理解をいただき、引き続きのご支援とご協力を賜りたく、令和7年度のご依頼予定額をご案内させていただきます。

記

1 ご依頼予定額について

- (1) 日本赤十字社泉区地区委員会 一世帯あたり 200 円
- (2) 泉区更生保護協会 一世帯あたり 20 円
- (3) 神奈川県共同募金会泉区支会 一世帯あたり 315 円
(内訳：広域募金 160 円、地域募金 135 円、年末たすけあい 20 円)
- (4) 泉区社会福祉協議会賛助会費 一口 1,000 円 (加入世帯数の 10%を目安)

※賛助会費のご依頼予定額の算出につきましては、令和7年度より、自治会町内会加入世帯数の「7.5%」から「10%」へご協力の目安を変更いたします。

※各団体の総会や委員会において承認後、改めてご依頼させていただきます。

2 各種募金資材数のアンケートについて

各種募金のご依頼に際し、各自治会町内会へ領収書等資材をお送りさせていただきます。アンケートに必要数等確認事項を記入のうえ、3月21日(金)までにご返送いただきますようお願いいたします。

以上

事務担当

日本赤十字社泉区地区委員会：藤原 愛
泉区更生保護協会：坂巻 ひなた
神奈川県共同募金会泉区支会：佐藤 勝
泉区社会福祉協議会賛助会費：丸山 永夏
電話：802-2150 FAX：804-6042

泉区連長会資料
令和7年2月19日
泉区社会福祉協議会

自治会町内会会長 様

社会福祉法人
横浜市泉区社会福祉協議会
事務局長 今村 后得

令和7年度 泉区社会福祉協議会及び関係団体の各種募金に係るご依頼について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本会の事業の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会が事務局を担っております「日本赤十字社泉区地区委員会」「泉区更生保護協会」「神奈川県共同募金会泉区支会」「泉区社会福祉協議会賛助会費」の募金につきまして、毎年多大なご協力をいただきまして深く感謝申し上げます。

各団体の活動にご理解をいただき、令和7年度につきましても引き続きのご支援を賜りたく、お願い申し上げます。

各種募金のご依頼に際し、領収書等資材をお送りさせていただいておりますが、年度末でお忙しいところ、誠に恐縮ではございますが、必要数等確認事項をアンケートにご記入のうえ、3月21日(金)までにご返送いただきますようお願い申し上げます。

事務担当

日本赤十字社泉区地区委員会：藤原 愛

泉区更生保護協会：坂巻 ひなた

神奈川県共同募金会泉区支会：佐藤 勝

泉区社会福祉協議会賛助会費：丸山 永夏

電話：802-2150 FAX：804-6042

令和7年度泉区連合自治会町内会 各種募金ご依頼内容(予定)

募金種別		日本赤十字社	更生保護協会	賛助会費	共同募金
ご依頼時期		4月	7月	7月	9月
使いみち		<ul style="list-style-type: none"> ・県内の災害救護事業 ・区内の火災等被災者への見舞金交付と地域福祉活動への助成金 	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会を明るくする運動」における啓発展や泉区集会等事業 ・泉保護司会と泉区更生保護女性会の活動費 	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の福祉事業、ボランティア活動推進事業 ・地区社協で行われる各種事業や運営経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の福祉活動やボランティア活動への配分 ・県内の福祉施設等の備品購入や改修費
1世帯あたりの目安額		200円	20円	100円 (1口1,000円×10%)	315円
中 川	5,472世帯	1,094,400円	109,400円	541,000円	1,723,680円
緑 園	4,611世帯	922,200円	92,200円	458,000円	1,452,465円
新 橋	2,522世帯	504,400円	50,400円	249,000円	794,430円
和泉北部	2,661世帯	532,200円	53,200円	258,000円	838,215円
和泉中央	6,214世帯	1,242,800円	124,200円	615,000円	1,957,410円
下和泉	1,921世帯	384,200円	38,400円	190,000円	605,115円
富士見が丘	2,722世帯	544,400円	54,400円	271,000円	857,430円
上飯田	3,303世帯	660,600円	66,000円	325,000円	1,040,445円
上飯田団地	1,128世帯	225,600円	22,500円	107,000円	355,320円
いちょう団地	1,738世帯	347,600円	34,700円	172,000円	547,470円
中 田	9,889世帯	1,977,800円	197,700円	978,000円	3,115,035円
しらゆり	1,674世帯	334,800円	33,400円	165,000円	527,310円
連合合計	43,855世帯	8,771,000円	876,500円	4,329,000円	13,814,325円
連合未加入	1,752世帯	350,400円	34,600円	171,000円	551,880円
合計	45,607世帯	9,121,400円	911,100円	4,500,000円	14,366,205円

※ ここにお示した金額は、令和6年4月1日現在の世帯数で積算していますが、各自治会町内会で把握している世帯数を基本にご協力をお願いいたします。

※ 更生保護協会は、百円未満切り捨てとなっています。入金は、各連合ごとをお願いしております。

※ 賛助会費は、千円未満切り捨てとなっております。

別紙アンケート

令和7年2月吉日

〇〇自治会 会長 様

同封の返信用封筒にてご返送ください。※3月21日(金)必着

1 令和7年度各種資材の配送先について

各種資材(日赤・共同募金・賛助会費)の配送先をご指定ください。

(下記の1～3のいずれかに○をして下さい)

1 会長宅 ※この手紙をご送付した会長宅へお届けします。

2 新会長宅 お名前: _____ 電話番号: _____

ご住所: _____

3 その他 お名前: _____ 電話番号: _____

ご住所: _____

2 日赤募金、共同募金について

・必要数を記入してください。(記入のない場合は0として取り扱います。)

資材名	送付数の基準(参考)	令和6年度送付数		令和7年度必要数	
		日赤	共同募金	日赤	共同募金
領収書(枚)	加入世帯数				
委嘱状(枚)	班数				
募金封筒(枚)	班数				
会員門標(枚)(日赤のみ)	加入世帯数				
パンフレット(枚)(日赤のみ)	班数				
チラシ(枚)(日赤のみ)	加入世帯数				
リーフレット(枚)(共募のみ)	加入世帯数				
ポスター(枚)	掲示板数				

3 賛助会費について

・必要数を記入してください。(記入のない場合は0として取り扱います。)

資材名	基準の送付数(参考)	令和6年度送付数	令和7年度必要数
領収書(枚)	加入世帯数		
募金封筒(枚)	班数		

◆ ご回答のない場合は、令和6年度の実績数で送付させていただきます。

◆ 年度途中で資材送付数等の変更がありましたらご連絡ください。

地区連合自治会町内会長 様

横浜市泉区社会福祉協議会事務局長
横浜市泉区福祉保健課長

第5期泉わくわくプラン地区別計画の策定について（協力依頼）

日頃より、泉区の地域福祉保健活動にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

現在、第4期泉わくわくプラン（泉区地域福祉保健計画）の推進4年目となり、各地区におかれましては、地区別計画に基づき、さまざまな活動に取り組まれていることと存じます。

次年度（令和7年度）は、第4期計画の最終年度となり、第5期計画（令和8年度～令和12年度）の策定年度になります。すでに、各地区の地福計画推進委員会または地区社協などが中心となって策定の検討を進めていることと存じますが、地域の幅広い意見を地区別計画に反映できるよう、第5期計画の策定に向けた話し合いにご協力いただきますようお願い申し上げます。

1 地区別計画策定主体について

各地区の地福計画推進委員会または地区社協などが中心となって策定にむけた検討をしています。また、地域支援チームが適宜ご支援いたします。

2 第5期泉わくわくプラン地区別計画策定スケジュール、留意事項について

添付資料の「第5期 泉わくわくプラン『地区別計画』策定について（第5期地区別計画策定支援マニュアル）」をご確認ください。

3 第5期泉わくわくプラン冊子完成時期

令和8年3月（予定）

【担当】

■泉区社会福祉協議会 松宮、丸山

電話：802-2150 FAX：804-6042

■泉区役所 福祉保健課 大井、坂川

電話：800-2433 FAX：800-2516

第5期地区別計画策定にあたっての 地域の話し合いの場づくりについて（参考）

(1) 話し合いのメンバー

策定に当たっては、地域福祉保健計画推進母体だけでなく、地域活動団体、当事者団体など幅広い声を聴けるよう話し合いを行います。互いに支え助け合うことのできる地域づくりに向け、話し合いを通じた「地域課題」や「めざすまちの姿」の住民同士の共有は、計画策定はもとより、その後の計画推進にとって非常に重要です。



※ 話し合いのメンバーは一例です。地区の実情に応じて検討をお願いします。

(2) 話し合いの場に向けて決めておくこと

ア 事前準備について

日時・参加者・会場、参加依頼方法 など

イ 話し合いの内容について

当日の流れ、意見交換のテーマ、第4期振り返りについての説明内容、グループワークの方法 など

ウ 当日の役割分担について

全体の司会進行、趣旨説明などの説明者、グループワークの際の進行や記録役 など

【参考】進め方の例（90分を想定した場合）

	実施項目	時間(分)	内容
1	趣旨説明	5	地区向けの意見交換の趣旨説明
2	地域情報の説明	10	地区のデータ・意識調査結果について説明 ※ 地域支援チームから説明を行います。
3	第4期振り返り	10	第4期の地区別計画の内容と振り返り(実施内容・課題等)について参加者へ共有
3	意見交換	50	テーマ例 ・これからの地区がどうなるといいか ・そのために必要な取組について ※ テーマの内容は各地区の話し合いの回数等で要検討 ※ 4～6人程度を1グループとすると話しやすい。 ※ まずはそれぞれの参加者が付箋に書き、発言をしながら模造紙に貼るスタイルでまとめると、たくさんの意見を集約できる。
4	意見全体共有まとめ	15	各グループで出た意見を全体に共有する→計画の具体化
5	おわり		次回(ある場合)の案内 意見集約後の流れについて説明

第5期 泉わくわくプラン「地区別計画」策定について

(第5期地区別計画策定支援マニュアル)



【泉わくわくプランとは】

泉わくわくプラン(泉区地域福祉保健計画)は、地域に住む誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるまちを目指し、地域住民と関係団体、公的機関(行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザ)などが連携して地域の福祉保健の課題解決に協働して取り組み、身近な地域での支え合いの仕組みづくりを進めることを目的とした計画です。

第5期計画期間：令和8年度～令和12年度(5か年)

計画の構成：「区計画」(泉区全体)

「地区別計画」(連合町内会自治会・地区社会福祉協議会のエリア)

【地区別計画とは】

地域住民が主体的に計画を策定し、地区ごとの課題解決に向けて地域住民主体の取組を進めます。計画の推進にあたっては、各地区の推進組織が中心となって毎年度振り返り、次年度以降の取組に反映します。

【地域支援チームとは】

地域が抱える様々な課題に対して、地域に関係する機関が一体的に取り組むことができるように、泉区内12地区に地域支援チームが組織されています。チームメンバーは、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザの3者です。

泉わくわくプラン地区別計画の策定・推進についても、地域と地域支援チームが連携して取り組んでいきます。



【事務局・お問合せ】

社会福祉法人 横浜市泉区社会福祉協議会 TEL 045(802)2150
泉区役所 福祉保健課 事業企画担当 TEL 045(800)2433



泉わくわくプラン(泉区地域福祉保健計画)地区別計画策定スケジュールと留意事項

【地区別計画の作成について】

○ 仕様

- ・ A4両面 カラー印刷

○ デザイン

- ・ 令和7年9月以降にデザイン会社に依頼するため、8月末までに原稿データを提出
- ・ レイアウトや大まかなデザインイメージは地区で話し合い決めておく
- ・ 写真の枚数制限なし
- ・ イラスト、図、グラフなどを入れる場合は調整が必要なため、事前に相談する
- ・ いずちゃんのイラストは自由に使用可



○ 提出方法

- ・ 出来るだけ Word での作成が好ましい
- ・ 手書き原稿、PDF 原稿での提出は不可
- ・ 写真はデータで提出 (Word 貼りつけ等は不可)

○ かならず掲載する内容

- ① 第5期〇〇地区地域福祉保健計画 (令和8年～12年度)
- ② 策定事務局名
- ③ 第4期で取り組んだこと (成果や課題)
- ④ 第5期計画
「基本理念」、「5年後のめざす姿 (例: 〇〇地区がめざす町)」、「活動目標・具体的な取組」

【スケジュール例】

12月	R7.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月～12月
策定の進める準備	第4期振り返り・地域での話し合いの準備			地域で話し合い・目指す方向性の整理		紙面構成		提出	紙面確認
「地区別計画策定に向けた研修会」の開催 12/23(月)	① 第5期計画策定の流れを確認 ② 第4期の振り返り		③ 地域で話し合いを行う		④ 紙面構成の確認		⑤原稿のデータ提出 (8月末締切)		⑥⑦⑧ 初稿～完成

① 第5期計画策定の流れの確認

- 策定までの全体のスケジュールと進め方を決めます。
- 「③地域で話し合いを行う」に向け、話し合いの場の持ち方(メンバー、テーマなど)を決め、話し合いに出席してもらう各団体へ依頼します。
- 策定までの役割分担のすり合わせを行います。(話し合いの場の出席依頼、必要資料の準備、紙面構成案の作成者や、いつ紙面構成案を確認するか など)

② 第4期の振り返り

- 振り返りの際は、課題に目が行きがちですが、取組の中でできたこと、地域の変化、その中から見えてきたことに着目しましょう。

③ 地域で話し合いを行う

- 策定に当たっては、地域活動団体、当事者団体など住民からより幅広い声を聴けるよう、話し合いの場の作り方や参加のメンバーについて検討しましょう。
*話し合いのイメージは4面参照
- 話し合いの場に必要、模造紙、ふせん、マジックなど、必要な備品について支援チームで用意します。

④ 紙面構成の確認

- 紙面の掲載内容・レイアウト・デザインの案等について話し合い、提出に向けた原稿データを作成していきます。



⑤ 原稿のデータ提出 (8月末締切)

- 原稿・写真、デザイン(案)をデータで提出

⑥ 10月末～11月末 初稿確認・修正

- 業者がデザインした紙面の確認をしていきます。

⑦ 11月末～12月末 2校、3校確認

⑧ 令和8年1月 校了

令和8年2月
第5期泉わくわくプラン冊子完成



資料3

泉区連長会資料
令和7年2月19日
泉区社会福祉協議会

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区更生保護協会
会長 山口 賢(泉区長)
泉保護司会
会長 神田 文雄
泉区更生保護女性会
会長 市川 千栄子

「横浜市泉区更生保護だより『明るい社会』」の発行について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、犯罪や非行のない安全で安心な明るい社会づくりや、更生保護活動にご支援とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

また、泉区更生保護協会に係る会費納入をはじめ、「社会を明るくする運動」の周知啓発にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

この度、「横浜市泉区更生保護だより『明るい社会』」を発行いたしました。ご多用の折誠に恐縮ですが、ご高覧いただければ幸いです。

【事務局】

泉区社会福祉協議会
電話：802-2150
担当：坂巻

横浜市泉区更生保護だより

明るい社会

令和7(2025)年2月

編集・発行

横浜市泉区更生保護協会 会長(区長)山口賢
横浜市泉保護司会 会長 神田 文雄
横浜市泉区更生保護女性会 会長 市川千栄子
〒245-0023
横浜市泉区和泉中央南 5-4-13
横浜市泉区社会福祉協議会内
電話:045-802-2150 FAX:045-804-6042

身近な地域で支え合い、 安心して暮らせるまちをめざして



泉区長 山口 賢

泉区更生保護協会会長(泉区長)の山口です。
泉区更生保護協会は、更生保護活動の充実発展及び犯罪や非行のない「明るい社会」を築くことを目的として活動しています。

今年度も、更生保護の考え方を伝え理解を深めるため、「社会を明るくする運動」の街頭啓発や泉区集会をはじめ、泉区内の小中学校を対象とした作文コンテストや、泉区役所の区民ホールを会場とした啓発展を開催するなど、様々な取組を行ってきました。

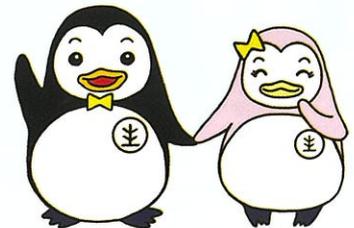
罪を犯した人が社会の一員として立ち直るためには、本人の強い意志はもちろんですが地域社会のご理解とご協力が必要です。今後も社会の中での孤独、孤立を防止するため、地域で共に考え、支え合う環境づくりや人とつながる場づくりを進めていきたいと思ひます。

「身近な地域で支え合い、安心して暮らせるまち」「明るい社会、泉区」の実現に向けて、地域の皆様のご理解とお力添えを、よろしくお願い申し上げます。

更生保護って？

犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働き掛けのみならず、地域社会の理解と協力が不可欠です。

保護司、更生保護施設を始めとする更生保護ボランティアと呼ばれる人たちの他、更生保護への理解と協力の下、関係機関・団体との幅広い連携によって更生保護は推進されています。



保護司って？



罪をおかして保護観察を受けることになった人の生活を見守り、様々な相談にのる他、時に助言も行う更生保護のボランティアで、法務大臣が委託します。

現在泉区では25人の保護司が活動しています。

更生保護女性会って？

女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子どもたちの健全育成のための子育て支援活動などを行うボランティアです。

現在泉区では149人が活動しています。



第74回 社会を明るくする運動

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と立ち直しについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、明るい地域社会を築くための全国的な運動です。昭和26年から始まったこの運動は、国民の皆様の御賛同を賜り、今年で74年目を迎えました。

情報通信技術の進展などにより、私たちのライフスタイルは急速に変化し、飛躍的に便利になりました。一方で、人と人とのつながりが希薄化し、望まない孤独や社会的孤立などの問題も生じています。様々な「生きづらさ」は、私たちの誰もが抱えうる問題であり、ときに犯罪や非行という形となって私たちの社会に影を落とすこともあります。

多様な背景を持つ人々が、お互いのことを理解しながら、共に支え合うことができるよう、包摂的な地域社会の実現を目指すことが重要です。保護司をはじめとする更生保護ボランティアの方々、地域の方々の幅広い御理解と御協力をいただきながら、全ての国民がそれぞれの立場において力を合わせることで、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築いてまいりましょう。

「人は変わる」ということを信じ、人が「変わっていく時間」を希望を持って受け止めるとともに、本運動の社会的意義や更生保護ボランティアの存在・役割について御理解いただき、「幸福しあわせの黄色い羽根」のもと、本運動に御参加いただきますようお願いいたします。

※これは令和6年4月頃に発行されたものです。

内閣総理大臣

岸田文雄

犯罪のない明るい泉区のために

横浜保護観察所長 中臣 裕之



泉区の皆様、日頃から更生保護活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。保護観察所は、保護司や更生保護女性会員など地域の更生保護ボランティアの方々と共に、犯罪や非行をした者の改善更生、再犯・再非行の防止に取り組んでいます。

さて、犯罪や非行の背景には、貧困、障害、孤独・孤立、依存症など様々な生きづらさが存在していることが少なくありません。犯罪や非行からの立ち直しには、本人の反省と努力が必

要であることは言うまでもありませんが、同時に、同じ地域に暮らす方々が、その努力を見守り、受け入れて下さることが、立ち直しを目指す者にとって大きな心の支えとなります。

再犯・再非行を防ぐことは、新たな被害者を生じさせないことであり、誰もが安心して暮らせる地域社会を創ることにつながります。

今後とも更生保護活動へのお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

安全で安心して暮らせる泉区を目指して

泉警察署長 小山内 章



泉保護司会、泉区更生保護女性会の皆様には、日頃から更生保護活動及び犯罪・非行のない明るい社会の実現に御尽力いただき、心より感謝申し上げます。また、更生保護女性会の皆様には、署員や来訪者の心を和ませるために、警察署にきれいな生け花を飾っていただき、重ねて御礼申し上げます。

昨今、「闇バイト」に関連した強盗や住居侵入等が後を絶たず、社会問題となっています。

警察としましても、被疑者の検挙だけでなく、被害に遭わないための呼び掛けや「闇バイト」に応募してしまった者の保護に力を入れているところです。また、検挙した者等を社会の一員として立ち直らせるためには、皆様の各種活動が非常に重要であると認識しております。

今後も保護司会、更生保護女性会の皆様と連携を図り、泉区の安全安心のために邁進してまいりますので、御協力をお願いします。

社会を明るくする運動作文コンテスト



小中学生の皆さんに「社会を明るくする運動」に対する理解を深めてもらうことを目的として、実施しています。581点の応募の中から、下記小学校の部からは、1名が県入賞作品として選出されました。

小学校の部

	学校名	学年	氏名
神奈川県就労支援事業者機構会長賞・泉区最優秀賞	上飯田小学校	6	渡邊 真優香
優秀賞	下和泉小学校	5	長田 那奈子
優秀賞	新橋小学校	6	川口 空
優秀賞	中田小学校	6	落合 紗雪
優秀賞	葛野小学校	6	高崎 颯大

学校名	応募数	学校名	応募数
飯田北いちよう小学校	0	新橋小学校	6
和泉小学校	48	中田小学校	144
いずみ野小学校	1	中和田小学校	0
伊勢山小学校	3	中和田南小学校	0
岡津小学校	73	西が岡小学校	0
上飯田小学校	53	東中田小学校	17
葛野小学校	8	緑園学園(前期)	130
下和泉小学校	9	小学校計	492

中学校の部

	学校名	学年	氏名
泉区最優秀賞	緑園学園(後期)	9	松元 綾音
優秀賞	緑園学園(後期)	8	滝口 葵
優秀賞	緑園学園(後期)	8	前川 ひなみ
優秀賞	緑園学園(後期)	9	岡崎 茉莉

学校名	応募数	学校名	応募数
泉が丘中学校	0	領家中学校	0
いずみ野中学校	1	汲沢中学校	19
岡津中学校	11	緑園学園(後期)	43
上飯田中学校	9		
中田中学校	1		
中和田中学校	5	中学校計	89

小学校 11校 492点
 中学校 7校 89点
 合計 18校 581点

受賞作は次のページをご覧ください。



明るい社会を目指して

横浜市泉区社会福祉協議会 会長 貝沼 貞夫



泉保護司会、泉区更生保護女性会の皆様には、日頃から「社会を明るくする運動」等にご活躍を賜り感謝申し上げます。

私ども社会福祉協議会は、「誰もが安心して自分らしく暮らせる社会をみんなで作ろう」を合言葉に、泉保護司会、泉区更生保護女性会をはじめ、地域の皆様のご協力とご支援をいただき活動しています。

日々の暮らしの安心が、非行や犯罪の予防の一旦になることを願い、地域福祉の推進の一環とし

てささやかではありますが、暮らしを支えるために「食支援」や「生活福祉資金貸付事業」等の事業を実施しています。

近年では、特殊詐欺の実行役として、若者がいわゆる「闇バイト」から犯罪に加担してしまうことが大きな社会問題となっています。生活困窮から犯罪に手を染めることが無いよう、誰もが周囲の人に頼り、相談できるような「明るい社会」の実現に向けて地域の皆様と協力し、様々な活動に取り組んでいきたいと思っています。

安心・安全なまちづくりの実現を目指して

泉区連合自治会町内会長会 会長 馬場 勝己



近ごろテレビや新聞を見るのが気が進みません。それというのも事件や事故が多いからです。特に青少年による闇バイト事件が頻発していることに憂慮しております。私は一週間に3回、小学校の登校時に児童の見守りのため、交差点に立っています。「おはようございます。気を付けて行ってらっしゃい。」と声をかけると「おはようございます。行ってきます。」と大きな声で返事が返ってきます。その返事が返ってく

ると、その日1日は清々しい気持ちで過ごせます。小学生の時にはみんな素直なのに、中学生になると変わってしまう。何でだろう？疑問が生じます。大人になる過程だと思いますが、「悪いことは悪い」としっかりと教えるのが大人の責任だと思います。怒るのではなく愛情をもって叱りましょう。

私たち大人一人一人の努力が「安心・安全なまちづくり」に繋がると思います。



誰もが平和に暮らせる世界

上飯田小学校 6年 わたなべ 渡邊 まゆか 真優香



私は、誰もが暴力を受けずに楽しく暮らせる世界が良い世界だと考えます。今の時代は、暴力が禁止されていることは当たり前。そう思っていないですか。現実には、世界の75%の国で子どもが日常的に暴力的なしつけを受けています。また、5分に1人の子どもが戦争や暴力によって亡くなっていることを知って、まだ世界でこんなに暴力が禁止されていないなんて驚きでした。

私は、今まで力の暴力は受けたことは無かったけど、小さい時に、言葉の暴力は受けたことがありました。お姉ちゃんと口論になった時、自分も、『お姉ちゃんってほんとやだ』と言ってしまった時もありました。『あんたなんかあっち行ってよ』



と言われた事もありました。その時は自分も傷ついたし、お姉ちゃんも傷ついてしまったと思います。力の暴力だけでなく、言葉の暴力も、心が傷ついてしまうと分かり、どちらの暴力もないほうがいいという事がわかりました。

自分たちで力の暴力や、言葉の暴力をなくすために、私たちにできることを考えました。それはいつでもできることです。

会話です。

皆さんも毎日会話をしていますよね。その当たり前の会話が大切なのです。家族や友達と過ごしていれば、相手の言葉にイライラすることもあると思います。でも、カッとなくてもすぐに言い返したり、力づくで解決したりするのではなく、一度冷静になり気持ちを落ち着かせて考える事が大切だと思いました。また、相手に嫌なことをされたときは、相手の目を見て話し合っ、悪いところはおたがいに謝って分かり合っていくことでさらに仲良くなれると思います。

私たちは毎日いろいろなことがあり、さまざまな気持ちになります。楽しいことだけではなく、ついカッと暴言や、暴力を振るってしまう人もいます。ですが、その一回の行動で、もうその人と仲直りする事ができないかもしれません。

そんなことを減らすために私も一つ一つの行動を気持ちにまかせず、相手の気持ちを考えて動くことを意識していきたいです。みなさんもいつも使っている言葉づかいや行動を意識して過ごしてみませんか。それが平和な世界につながると 생각합니다。

毎年、泉区の小・中学校にお願いし、泉区をさらに「明るい社会」にするために行っている実践や提案についての作文を募集しています。

メインテーマは「明るい泉区」です。例として①学校や地域を明るくするために実践していること②学校や家庭で体験したことを基に非行のない地域づくりについて考えたことなどです。

この10年間で多い年は24校793人の応募がありました。その中で数多くの作品が「社会を明るくする運動」作文コンテストで入賞しています。



人と人を結ぶ大事な手段

緑園学園 9年 まつもと 松元 あやね 綾音

「おはよう。」この一言で私は、笑顔になれます。

「挨拶」と聞いてどんな言葉を思い浮かべますか。私が最初に思い浮かべたのは、「おはよう。」です。挨拶の中には、「おはよう。」以外にも、「こんにちは。」「ありがとう。」「よろしくお願ひします。」など数えきれないほどたくさんあります。その中で私が一番最初に思い浮かべたのが「おはよう。」だった理由は、毎朝必ず言っている大事な言葉であること、そして、地域の人とのコミュニケーションが始まる魔法の言葉だと感じているからです。「おはよう」は朝起きたら必ず家族に言います。そして、地域の人にも毎朝「おはようございます。」と挨拶をします。毎朝学校に行くときに、地域の人が横断歩道に立って、私たちの登校を見守ってくれています。その地域の人に毎朝必ず「おはようございます。」と元気に笑顔で挨拶をすると、挨拶を返してくれます。そこから、学校についての話をしたりなど会話が続けられていきます。「おはようございます。」と挨拶をすることで会話が発展していくのです。挨拶には相手を元気づけられたり、逆に相手に元気づけられたりする力もあると思います。このように挨拶は、大事なコミュニケーションの手段として普段から身近に使われているのです。

学校では「あいさつ運動」を行っています。この「あいさつ運動」をきっかけに挨拶が広がっていると実感することがありました。私が学校に行っているときに小学生が私の前に歩いていました。するとその小学生が私に気付いて、わざわざ立ち止まって元気に「おはようございます。」と挨拶をしてくれたのです。私も、「おはよう。」と挨拶を返しました。その挨拶がとても嬉しくて、気づいたら笑顔になっていました。その小学生のことが気になって、「他の人にも挨拶をするのかな。」と疑問に思いながら見ていました。するとその小学生は、私が想像もしていなかった行動をとったのです。それは、横断歩道の前で止まってくれた車の運転手に対する挨拶です。その小学生は車の運転手に対してどのように挨拶をしたと思いますか。その小学生は、横断歩道を渡る前に一度お辞儀をして、渡るときは小走りをし、そして、渡り終わってからもう一度、ドライバーの方を向いて深くお辞儀をして歩いていったではありませんか。このとき私は、びっくりしたと同時に、「きっとあの運転手は一日笑顔で、元気に過ごせるな。」と思いました。この話を、帰宅してから祖母に伝えたら、「そうなの。私もその小学生にあったことがあるわ。」と興奮気味に言っていました。祖母は、「嬉しくてたまらなくて、その子に手を振ってしまったのよ。」と笑顔で教えてくれました。その小学生の挨拶のおかげで、何人の人を笑顔にしたのだろうと考えると、私も見習わなくては行けないと強く思いました。

挨拶は、人と人を結んでいく大事な手段だと改めて感じました。私が、挨拶で元気にさせてもらったり、笑顔にしてもらったりしたぶん、自分も同じ分だけ挨拶で相手の元気や笑顔を作っていきたいと思いました。「挨拶は人がつながる大事なコミュニケーション」ということを大事にしながら挨拶をしていきたいと思いました。

泉区民ふれあいまつりでの 啓発活動

11月3日(日)前日からの雨が止み晴天の下、「第13回 泉区民ふれあいまつり」が和泉遊水地4池と3池で開催されました。泉保護司会は、泉区社会福祉協議会のテント前に集合し、揃いの黄色いTシャツを着て、更生保護活動を理解して頂くために、更生保護関連チラシと啓発グッズを会場内で配布致しました。また子ども連れの家族にはカラフルな風船もお渡ししました。



持ち帰られたチラシに目を留め、更生保護に対しての理解が少しでも深まることを願っています。

更生保護女性会は、お汁粉の販売、会員手作り品等のバザー並びにドリップコーヒー（湘南ダルク提供）の販売も行いました。

皆様のご支援とご協力で啓発活動を無事に実施することができました。

泉区更生保護女性会 子育て支援

泉区の自然～新橋市民の森・散策&カレーを食べる会～

更生保護女性会の活動の一つに子育て支援があります。昨年と今年子どもころから昆虫少年だった新橋町在住の横田光邦先生に第一回「泉区の自然～新橋市民の森から見た生物の多様性～」という表題で話を聞きました。

第二回目となる本年は、秋の気配を感じられる9月29日(日)に51名で新橋市民の森へ散策に出かけました。横田先生から子ども達に「見る」「聴く」「皮膚で感じる」「匂いを嗅いでみる」「味わう」等の五感を身近な場所で感じてほしいと、自然に触れ合える森で虫取り網で捕まえたり直に手で触れたり、また、分からない事は質問して教えていただき好奇心いっぱいの体験に子ども達もワクワク・ドキドキしました。

昼食は前回に続き新橋地区更女の皆様の手作りカレーをおいしく完食し、ジャンケン大会なども盛り上がり楽しい一日になりました。

続けていく事で子ども達の希望あふれる笑顔が明るい社会に繋がっていくと感じています。



「社会を明るくする運動」啓発展の開催

第74回「社会を明るくする運動」啓発展が、7月23日(火)から7月25日(木)に、泉区役所区民ホールで開催されました。会場には、この運動の作文コンテストに参加していただいた区内小・中学生の作品や、園児の「塗り絵」などが掲示されました。また、泉防犯協会、横浜泉ロータリークラブ、横浜泉ライオンズクラブ等の泉区更生保護協会会員の参加団体からの啓発物品・パネルなどが展示され、ご来場の方々には、防犯チラシ・グッズなどをお配りしました。

会場では、本年も家族連れで楽しんでいただけるように、「ホゴちゃんぬりえコーナー」を開設し、お子さんが配布された風船を片手に作品作りに取り組むなど、多くの来場者にご協力をいただきました。



中学校生徒指導専任教諭と 保護司・更生保護女性会との懇談会

5月22日(水)泉区役所で行いました。当懇談会は、中学校の生徒指導専任教諭との間で毎年行っています。

中学校との連携は保護司活動で大切なことの一つです。例えば、中学生が問題を起こし、鑑別所や少年院送致になり、施設収容後、家庭裁判所の審判で保護観察処分を受けることがあります。その際地域に戻ってきた少年を対象として更生をお手伝いするのが保護司です。中学校は生徒指導専任教諭が担当です。

このように、日常からの生徒指導専任教諭と保護司との連携が立ち直りの大きな力になります。

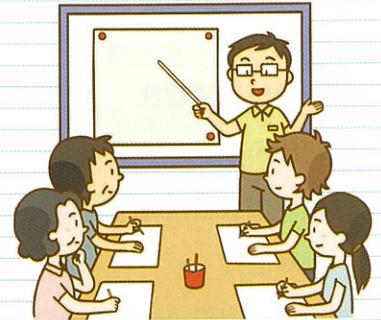
泉区更生保護協会は、安全・安心な泉区を目指して、「社会を明るくする運動」を行っています。その活動の一環として、小・中学校の先生方へお願いし「社会を明るくする運動」作文コンテストの募集に協力して頂いています。これは児童・生徒が「明るい泉区」にするにはどうすべきか考える良い機会になっています。



泉保護司会 施設研修

保護司会では保護司が活動するうえで必要とされる関係機関についての理解を深める為に施設見学を行っています。保護観察所、収容施設の少年院・刑務所、薬物依存からの脱却を目的にしたダルク、警察学校などを訪問し担当者から説明を受けてきました。少年院を訪問した時には室内での陶芸作業や屋外での体操の時間を見学することも出来ました。

施設見学は保護司が月2回の面接をするうえで対象者が生活してきた背景を知る機会になり、また薬物依存者を社会復帰できるように地道な活動を続ける職員の姿に改めて保護司の役割の重要性を再確認した訪問となりました。



「社会を明るくする運動」泉区集会

8月21日(水)泉区更生保護協会主催の第74回「社会を明るくする運動」泉区集会が泉区役所で開催されました。

最初に、昨年の同運動作文コンクールで応募を頂いた多くの作文の中から受賞された2名の児童生徒が登壇し作文を発表しました。

次に、一般社団法人かけはし代表の廣瀬貴樹氏より、「生きづらさを感じている“こども”や“若者”との寄り添い」のテーマで講演を頂きました。

最後に泉警察署生活安全課少年係長の湯口一平氏より「少年非行の情勢について」をわかりやすくお話して頂きました。

終了後のアンケートでは、作文発表に対し「自分の言葉で、しっかり考えを述べている」等感動の声、また講演では、昨今の大きな課題に対し「寄り添うことの大切さ」や「地域でもできることはないか」等の声がありました。また、期待するテーマとして「更生保護と福祉・医療」が挙げられる等多くの皆様からご意見を賜りました。



「社会を明るくする運動」街頭啓発

10月10日(木)、立場駅前にて「社会を明るくする運動」の街頭啓発活動を行いました。区長をはじめ、保護司・更生保護女性会・関係団体の方々が、犯罪や非行のない安心安全な街、泉区を願い、啓発グッズを配布しながら「社会を明るくする運動」の声掛けをしました。



令和6年度 泉保護司会受表彰者

(敬称略)

■全国保護司連盟理事長表彰

梅田保彦・大橋俊史・奥津信義

■関東地方保護司連盟会長表彰

山下昌永

■横浜保護観察所長表彰

井内早苗・佐藤政枝・田中信次

■神奈川県保護司連合会会長表彰

小島貴美子・玉熊秀義

■神奈川県社会福祉協議会顕彰

源波正保

■横浜市長感謝状

町田ふみ子

■横浜市会議長感謝状

奥津信義

■横浜市保護司会協議会会長表彰

井内早苗・小島貴美子・田中信次・玉熊秀義



令和6年度 泉区更生保護女性会受表彰者

(敬称略)

■関東地方更生保護女性連盟会長表彰

武井久江

■横浜保護観察所長感謝状

加賀みね子・大貫明美

■神奈川県更生保護女性連盟会長表彰

石井マサ子・田崎晴美・杉山雅子

■横浜市長感謝状

家崎邦子・永井万恵

■横浜市会議長感謝状

若林澄子

■横浜市更生保護女性連盟会長表彰

埜渡サチコ・木之村澄恵・多田牧子・松田弘子
大沢フサ子

■神奈川県知事表彰

長尾美津子

■泉区社会福祉顕彰

若林澄子・森則子



～ 令和6年度更生保護協会会費及び助成金 協力お礼 ～

連合自治会町内会または単位自治会町内会から、合計 897,660 円の会費を頂きました。また、下記団体から合計 40,000 円の助成金をいただきました。 ※敬称略
【横浜泉ライオンズクラブ、横浜泉ロータリークラブ、泉防犯協会、泉企業防犯連絡会】
「社会を明るくする運動」や保護司会・更生保護女性会の活動等に役立たせていただきます。ありがとうございました。



「明るい社会」編集委員

泉保護司会

会 長	神田 文雄	広報部会	内藤 光雄
広報部長	土屋 幸二		萩原 達也

泉区更生保護女性会

会 長	市川 千栄子	副 会 長	池田 邦代
副 会 長	坂本 利恵	広報部長	中野 みどり

編集後記

春の訪れが待ち遠しい今日この頃です。日頃皆様には、お忙しい中、原稿をお寄せいただき心よりお礼申し上げます。これからもどうぞよろしくお願い致します。

池田

泉区連長会資料
令和7年2月19日
泉消防署総務・予防課

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

横浜市泉消防署長
阿部 英弥

令和7年度家庭防災員研修受講者の募集について（依頼）

向春の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、消防行政の推進に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、自らの家庭を守るための知識や技術を身につけていただくとともに、「共助」の重要性についても理解を深めていただき、地域における防災活動の担い手として活躍していただくため、家庭防災員研修会を実施しております。

つきましては、御多忙のところ大変恐縮ですが、令和7年度研修受講者の募集について、自治会町内会からの推薦および別添のチラシを回覧していただき本研修の周知をお願いします。

1 申込方法

(1) 自治会町内会からの推薦による申込

今まで通り、各自治会町内会長から消防署に推薦をいただく方法です。

各自治会町内会から推薦により申し込む場合は、家庭防災員研修受講者推薦書(第1号様式)に御記入のうえ、郵送、メール、FAX、持参にて泉消防署まで提出をお願いします。

(2) 個人からの応募による申込

個人で泉消防署に直接申し込む方法です。具体的な申込方法は、別添のチラシを御確認ください。

2 募集人数

人数の定めはありません。

3 募集要件

満15歳以上の泉区内在住の方

4 研修会の日程等

令和7年度の家庭防災員研修会は、各研修区分について1回の受講とし、合計3回受講していただくように計画しております。詳細につきましては、別添のチラシを御確認ください。

裏面あり

5 申込期限

自治会町内会からの推薦、個人からの応募、どちらの申込方法の場合も、令和7年5月15日（木）まで

6 その他

- (1) 今年度も、家庭防災員地区代表は募集いたしません。
- (2) 御提出いただいた氏名、住所、電話番号の個人情報「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、家庭防災員活動の連絡以外には使用いたしません。
- (3) 期限までに推薦書を提出できない場合は、担当まで御相談下さい。
- (4) 推薦された方、個人で申し込みされた方にはこちらから各研修の一か月前程度に郵送でご案内いたします。
- (5) お問い合わせは、担当あて平日午前8時45分から12時、午後1時から午後5時までにお問い合わせいたします。

7 同封書類等

- (1) 家庭防災員研修受講者募集チラシ
- (2) 家庭防災員研修受講者推薦書（第1号様式）

担当：泉消防署総務・予防課予防係 藤木・青柳 電話：045-801-0119 内線 30・35 FAX：045-801-0119 メール：sy-izumi-yobo@ciy.yokohama.lg.jp

第1号様式

令和 年 月 日

横浜市泉消防署長

自治会・町内会名 _____
会長名 _____
電 話 _____

家 庭 防 災 員 研 修 受 講 者 推 薦 書

令和7年度の家庭防災員研修受講者として、次の方を推薦いたします。

ふ り が な 氏 名	住 所	電 話 番 号
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		

◎ 依頼事項

- ・ 氏名は楷書で、ふりがなを付け、住所は棟室番号までご記入ください。
- ・ 推薦者は何名でも構いません。
- ・ 令和7年5月15日（木）までに御回報ください。

* 推薦書に記載していただいた氏名、住所、電話番号の個人情報 は適正に管理し、家庭防災員活動の御連絡以外には使用いたしません。

泉消防署総務・予防課予防係
担 当：藤木・青柳
電 話：045(801)0119

令和7年度 家庭防災員研修のお知らせ

1 家庭防災員研修について

今後発生が危惧される、大規模災害による被害を軽減するためには、「自助」とともに「共助」の重要性がますます高まっています。

家庭防災員研修を通じて、自らの家庭を守るための知識や技術を身に付けていただくとともに、共助の重要性についても理解を深めていただくことで、地域における防災活動の担い手として活躍していただきたいと思います。

2 研修内容

区分	内容
防火研修	住宅防火対策（出火防止、消火方法）など
救急研修	救命処置要領（AEDを含めた心肺蘇生法）など
地震研修	地震の知識や対応方法など
風水害研修	風水害の知識や対応方法など
災害図上訓練研修	参加者が地図に様々な情報を書き込み、防災対策を検討する訓練です。



防火地震風水害研修



救急研修



DIG研修

3 研修日程

	研修区分	日時	会場
1 回 目	防火地震 風水害研修	令和7年 6月27日(金) 10時30分~12時30分	横浜市民 防災センター
		令和7年 6月27日(金) 13時30分~15時30分	
		令和7年 6月28日(土) 10時30分~12時30分	
2 回 目	救急研修	令和7年 10月3日(金) 9時30分~12時00分	泉区役所 4階 ABC 会議室
		令和7年 10月3日(金) 13時30分~16時00分	
		令和7年 10月4日(土) 9時30分~12時00分	
3 回 目	DIG (災害図上訓練) 研修	令和7年 12月5日(金) 9時30分~12時00分	泉区役所 4階 ABC 会議室
		令和7年 12月5日(金) 13時30分~16時00分	
		令和7年 12月6日(土) 9時30分~12時00分	

※申し込みいただいた後に、泉消防署から各回の研修 1 ヶ月程度前に参加の御案内を送付いたします（その都度日程を選んでいただきます）。

各研修区分について 1 回の受講とし、合計 3 回受講してください。研修区分が同じで日程が違うものについては、内容が同じものとなります。

4 受講対象者

満 15 歳以上の泉区民

5 申し込み方法（個人からの応募による申し込みの場合）

次のいずれかの方法で、5月15日（木）まで（必着）にお申し込みください。

なお、お電話でのお問合せは平日の 8:45～12:00、13:00～17:00 の間にお願いします。

郵送、FAX、電子メール、消防署へ直接提出

①氏名（フリガナ） ②郵便番号、住所 ③電話番号を記載のうえ、泉消防署 総務・予防課 予防係 家庭防災員担当 宛に提出してください。

※上記申し込み方法は「個人からの応募による申込」の方のみです。今まで通り自治会、町内会等からの推薦による申し込みの方は、上記申し込みは必要ありません。

6 修了証

研修受講者には、研修修了証を交付します。

7 その他

- 申込み多数の場合は、人数の調整をさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 横浜市民防災センターまでは、公共交通機関を御利用ください。
- 気象警報等が発表された時や、感染症の流行状況によっては、研修を中止する場合があります。不明な時は消防署へ御連絡ください。
- 応募された方には、こちらから各研修の 1 ヶ月前程度に郵送でご案内します。
- 御提出いただいた氏名、住所、電話番号等の個人情報「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、家庭防災員活動の連絡以外には使用いたしません。

【問合せ、申込先】

泉消防署総務・予防課 予防係 家庭防災員担当

電話・FAX 045（801）0119

e-mail : sy-izumi-yobo@city.yokohama.lg.jp

令和7年度泉区家庭防災員 個人応募用紙

応募期間：令和7年5月15日まで

住 所	〒245- 横浜市泉区 _____	
フリガナ	_____	電 話 番 号
氏 名	_____	_____

※ 自治会、町内会等からの推薦による申し込みの方は、記載の必要ありません。

地区連合自治会町内会長 様
自治会・町内会長 様

横浜市泉区長 山口 賢

令和7年国勢調査 調査員推薦のお願い

日頃から、区政の推進及び各種統計調査の実施に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、本年10月1日を基準日として国勢調査が実施されます。この調査は、統計法に基づき実施される我が国の最も基本的かつ重要な調査で、国内の人口実態の把握や、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的に、国内に居住するすべての人を対象に行われるものです。

つきましては、御多用のところ恐縮に存じますが、本調査の重要性を御理解いただき、実施について特段の御配慮と御協力をお願いいたしますとともに、添付資料「国勢調査員の推薦にあたって（資料1）」を御確認いただき、国勢調査員として適任の方を御推薦くださるようお願い申し上げます。

〈お願いしたいこと〉

【地区連合自治会町内会長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【自治会・町内会長】国勢調査員として適任者の推薦をお願いします。

※関係資料一式は、各自治会・町内会長宛に直接送付します。

1 推薦依頼数

- ・調査区数 _____ 調査区分
(調査区域は別添の「調査区地図(資料6)」を御覧ください。)
- ・調査員数 _____ 人 (うち2調査区分を御担当いただく調査員数 _____ 人)
(調査員数の詳細は別添の「調査員推薦名簿(資料2)」を御覧ください。)

※(参考) 泉区全体 調査区数 : 1228 調査区、依頼調査員数 : 約 750 人

2 提出書類

各自治会・町内会長から「調査員推薦名簿(資料2)」と「令和7年国勢調査員調査員就任承諾書(資料3)」を4月18日(金)までに総務課統計選挙係宛に御提出ください。

3 留意事項

御推薦に当たりましては、調査の正確性の確保とプライバシー保護のため、次のことに御留意ください。

- (1) 責任を持って御自分で調査員の事務を遂行できる方
- (2) 原則として20歳以上の方(令和7年9月1日時点)
- (3) 秘密の保護に信頼をおける方
- (4) 選挙・警察に直接関係のない方
- (5) 暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

4 調査員報酬

- ・1調査区(約50世帯)で42,000円程度(前回実績)
 - ・2調査区(約100世帯)で78,000円程度(前回実績)
- ※調査員報酬は、実際に調査した世帯数により額が増減します。

5 任命期間

令和7年9月1日から令和7年10月31日まで

参考：調査書類の配布方法について

令和2年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を採用していましたが、令和7年調査では従来の調査方法（※）にすることが総務省から示されています。

対面による調査書類の配布が原則となりますが、世帯に説明することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

※平成27年以前の調査方法：不在世帯があった場合、日・時を変えるなどして少なくとも3回訪問し、それでも世帯と面接することが困難と見込まれる場合は調査書類を郵便受けに入れて配布

6 添付資料

- (1) 国勢調査員の推薦にあたって（資料1）
- (2) 調査員推薦名簿（資料2）【提出書類】
- (3) 令和7年国勢調査員就任承諾書（資料3）【★】【提出書類】
- (4) 令和7年国勢調査 調査員就任のお願い（資料4）【★】
- (5) リーフレット（資料5）【★】
- (6) 調査区地図（資料6）（該当部分を添付しています。）

※ 各自治会・町内会長から御推薦いただく調査員の方にお渡しいただく書類は【★】です。

※ 【★】資料については、御推薦いただく人数分同封しております。

問合せ 泉区役所総務課統計選挙係

電話：800-2315

FAX：800-2505

国勢調査員の推薦にあたって

○ 調査員について

1 調査員の身分

総務大臣が任命する非常勤一般職国家公務員です。 ※任命期間：9月1日～10月31日の2か月間

2 調査員報酬

調査員報酬は、均等割額と調査世帯数に応じた世帯割額の併給支給となります。

前回実績では、1調査区（約50世帯）で42,000円程度、2調査区（約100世帯）で78,000円程度です。
（実際にお支払いする際に前後する場合があります。）

○ 調査員推薦について

1 調査区について

- (1) 調査区域の見直しを行いましたので、前回調査と範囲が変更になっている調査区があります。
- (2) 調査員の担当区域は地図の赤線で囲まれた区域で、赤線囲み範囲が1調査区になります。地図の調査区番号は調査員推薦名簿の調査区番号と一致します。
- (3) 2調査区・・・地図上で調査区番号どうしを青色で丸囲みし結んである調査区になります。（○—○の印になっています。）また、推薦名簿には2調査区のところに } の印をしてあります。
1調査区・・・地図上で調査区番号に青色で○をつけています。
- (4) 自治会・町内会の区域をまたがって調査を依頼している場合がありますが、調査区域設定の事務処理上、自治会・町内会の区域に合せた対応が困難ですので、ご理解ください。

2 提出書類等

会長から調査員に書類をお渡しいただき、取りまとめのうえ区役所へご提出ください。

(1) 会長から調査員の方にお渡しいただく書類

- ① 令和7年国勢調査 調査員就任のお願い・・・ 1部
- ② 令和7年国勢調査員就任承諾書・・・ 1部
- ③ リーフレット・・・ 1部
- ④ 就任承諾書封入用封筒・・・ 1部

(2) 調査員の方から会長に提出していただく書類

- ① 令和7年国勢調査員就任承諾書・・・ 1部（2調査区を担当する方でも1部）

※ 調査員の方には、承諾書に縦4cm×横3cmの写真を貼付し、封筒表面に調査区番号、氏名を記入の上、封入して提出するように会長からご案内願います。

(3) 会長から区役所に提出していただく書類

- ① 令和7年国勢調査員推薦名簿・・・ 1部
- ② 令和7年国勢調査員就任承諾書の入った封入用封筒・・・ 調査員の人数分

※ ①の推薦名簿については、②の封入用封筒に記載された調査区番号、氏名をもとに、作成をお願いいたします。

3 提出時期

令和7年4月18日（金）までにご提出をお願いします。

※ 同封のレターパックをご利用ください。

4 提出先

〒245-0024 泉区和泉中央北5丁目1番1号

泉区役所 総務課 統計選挙係

電話800-2315

《例》 令和7年国勢調査員推薦名簿

1 あおば自治会

調査区番号	世帯概数	調査員氏名	備考
1018	66		
1019	47	}	}
1020	51		

2調査区でおひとりの推薦をお願いします。

【調査員証用写真貼付場所】

縦4cm×横3cm

この写真で調査員証を作成し、説明会でお渡しします。

令和7年国勢調査 調査員就任承諾書

令和7年国勢調査員の就任を承諾します。

また、下記『調査員の就任要件』をすべて満たしていることを確認しました。

令和7年 月 日

ふりがな			性別
氏名			男・女
住所	横浜市 区		
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (歳)		
連絡先 ※FAX、携帯電話等をお持ちの方は、差し支えなければ番号を御記入ください。	電話 (自宅)	—	—
	※FAX	—	—
	※携帯	—	—
自治会・町内会名			
担当する調査区番号			
国勢調査員経験の有無	有 (回) ・ 無		

- 写真は6か月以内に撮影した
- ・無帽
 - ・正面向き
 - ・胸部以上のもので
- すでにお持ちの写真でも上記の体裁・サイズであれば構いません。
- 写真の裏面に氏名を記入してください。

(注) 就任承諾書に記入いただいた個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」等の規定に従い適正に管理し、調査員事務説明会の開催通知の発送や調査用品の配送、報酬支払い・源泉徴収票作成事務等に使用させていただきます。国勢調査にかかわる業務以外の目的には使用しません

＜国勢調査に関する調査員事務説明会について＞

9月上旬～中旬に調査員事務説明会を泉区役所会議室で開催予定です。御出席いただく際に御都合のよい時間帯を○で囲んでください。

平日午前 ・ 平日午後 ・ 平日夜間 ・ 土曜日や日曜日

調査員事務説明会の日程が決まりましたら御通知いたしますが、御希望には添えない場合がありますので御容赦ください。

＜横浜市職員（再任用職員及び会計年度任用職員を含む）として従事している方へ＞

従事している「所属」を以下に御記入ください。

別途、兼職手続について御連絡いたします。

所属	局・区	課
----	-----	---

＜調査員の就任要件＞

- ①責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方、②原則20歳以上の方（令和7年9月1日時点）、③秘密の保護に信頼をおける方、④選挙・警察に直接関係のない方、⑤暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

令和7年国勢調査 調査員就任のお願い

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、市政・区政の各方面にわたりまして御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、既に御承知のことと存じますが、本年10月1日現在をもって国勢調査が実施されます。国勢調査は、我が国の最も大規模な統計調査で、大正9年以来5年ごとに実施されており、今回で22回目に当たります。この調査結果は、国や地方公共団体の重要な基礎資料として広く活用されています。

《調査員の主な仕事》

任命期間：令和7年9月1日から令和7年10月31日まで

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| ① 9月上旬～9月中旬 | 調査員事務説明会への出席 ※区役所から指定された日 |
| ② 説明会后～9月19日(金) | 調査区域の世帯の居住状況確認 |
| ③ 9月20日(土)～30日(火) | インターネット回答用ID及び調査票の配布 |
| ④ 10月1日(水)～3日(金) | 『回答確認リーフレット』の配布 |
| ⑤ 10月1日(水)～8日(水) | 調査票の回収 ※調査員提出を約束した世帯のみ |
| ⑥ 10月中旬～下旬 | 調査書類の区役所提出及び調査票未提出世帯への督促 |
- ※区役所から指定された日

《インターネット回答用ID及び調査票の配布について》

令和2年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を採用していましたが、令和7年調査では従来の調査方法(※)にすることが総務省から示されています。対面による調査書類の配布が原則となりますが、世帯に説明することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

※平成27年以前の調査方法：不在世帯があった場合、日・時を変えるなどして少なくとも3回訪問し、それでも世帯と面接することが困難と見込まれる場合は調査書類を郵便受けに入れて配布

《調査員の就任要件》①～⑤にすべてに当てはまる方

- ①責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方
- ②原則として20歳以上の方(令和7年9月1日時点)
- ③秘密の保護に信頼をおける方
- ④選挙・警察に直接関係のない方
- ⑤暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

その他詳細につきましては、調査員事務説明会の折にお伝えすることになりますが、国勢調査の重要性を御理解いただきまして、是非とも調査員に御就任くださるようお願いいたします。御承諾いただけましたら、『令和7年国勢調査 調査員就任承諾書』に御記入、写真を貼付し、同封の封筒に封入のうえ、自治会・町内会長にお渡しくださいますようお願いいたします。

なお、就任承諾書で収集する氏名、電話番号等の個人情報、「個人情報の保護に関する法律」等の規定に従い適正に管理し、調査員事務説明会の開催通知の発送や調査用品の配送、報酬支払い・源泉徴収票作成事務等に使用させていただきます。国勢調査にかかる業務以外の目的には使用しません。

令和7年2月

問合せ先 泉区役所総務課統計選挙係 電話800-2315

さあ、一緒に！ 国勢調査員 大募集



令和7年10月1日に

国勢調査を実施します

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした、最も重要な統計調査です！

5年に一度、全員参加の統計調査

国勢調査 2025



地域の未来の
ために！



暮らしを
より良く変える力に！



地域の人と
話す機会に！



自分のペースで
働ける！



詳しくは、お住まいの市区町村の
統計調査担当窓口までお問い合わせください。

国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



国勢調査とは？

どんな調査なの？

- ・国勢調査は、5年に一度実施する最も重要な統計調査です。
- ・日本に住むすべての人と世帯(外国人の方も含む)が対象です。

すべての人と世帯が対象なんだ！



調査結果は何に使われるの？

- 例えば
- ・高齢者福祉施策
 - ・防災対策・災害対策
 - ・新しいコンビニや店舗など企業の出店計画など

身近なことにも役立つんだね！



国勢調査は、私たちの暮らしに関わる重要な調査です。



調査の成功に欠かすことのできない「国勢調査員」を募集します。

市区町村では、「国勢調査員」として、調査業務に理解と誠意を持って携わっていただける方を広く募集しています。国勢調査において、調査員は調査の成功に欠かせない大切な存在です。

国勢調査員の仕事内容は、大きく5つです

1



調査員説明会に参加

2



担当地域の確認

3



調査についての説明と調査書類の配布

4



回答確認リーフレットの配布と調査票の回収
(インターネット回答や郵送提出をした世帯は除く)

5



回収した調査票の整理と提出

過去に「国勢調査員」を体験された方の声

調査員として人の役に立てることにやりがいがあります。
30代 男性

いろんな経験をしてみたいと思い、挑戦してみました。
20代 女性

同じ町内でも、普段会うことがない人とも交流が増えてよかったです。
70代 男性

色々な人と知り合うことができました。
60代 女性

調査を通して、地域とのつながりが強くなったと感じます。
50代 男性

自分にとっても勉強になり、良い経験になりました。
40代 女性



さあ、あなたのご応募をお待ちしています！

- ・国勢調査員として、調査業務に理解と誠意を持って携わっていただける方を募集しています。
- ・国勢調査員の身分は、総務大臣に任命される非常勤の国家公務員です。
- ・業務期間はおおむね令和7年8月下旬～10月下旬頃の予定です。報酬も支給されます。

詳しくは、お住まいの市区町村の統計調査担当窓口まで、お問い合わせください。

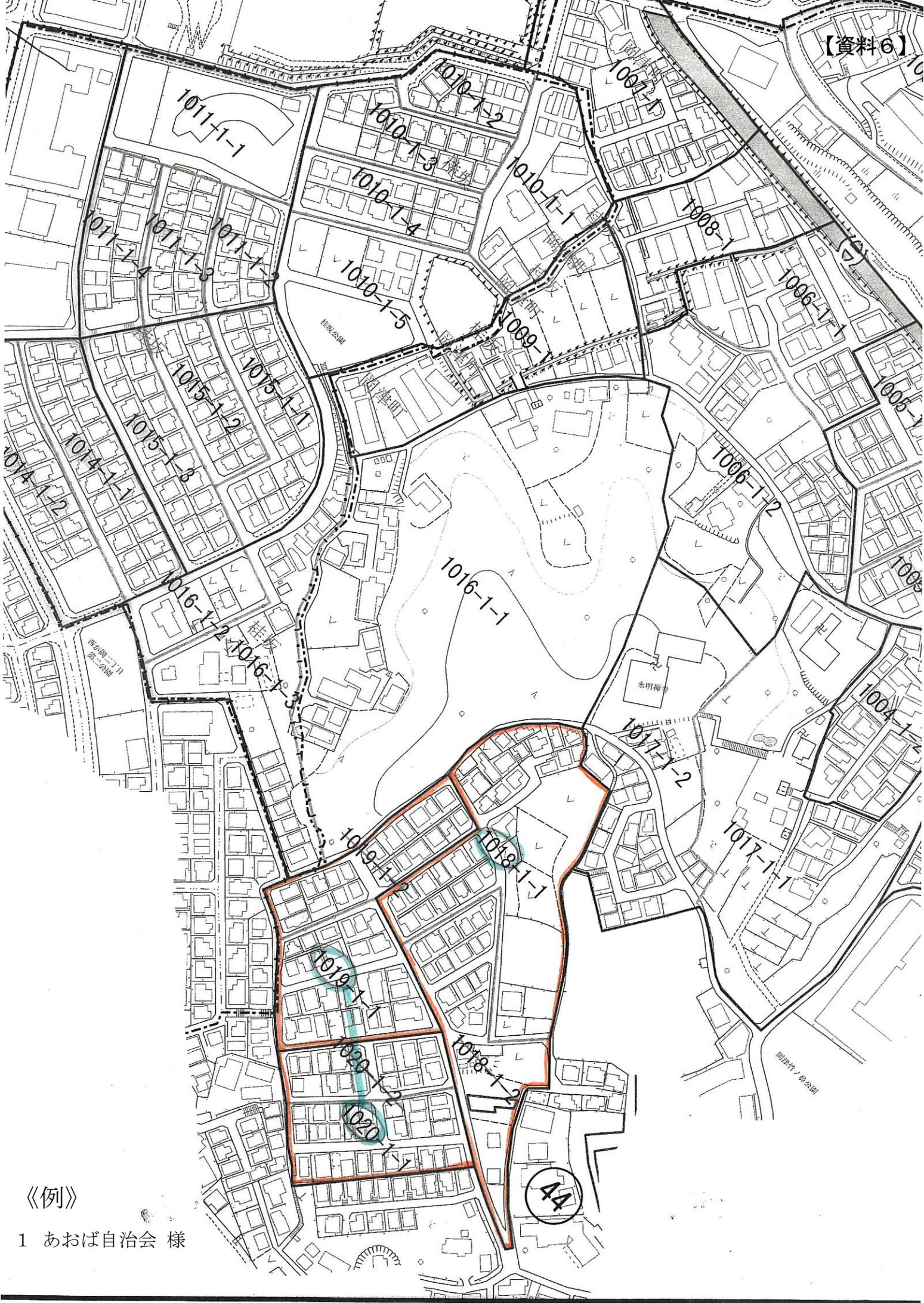


国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/> 国勢調査2025

検索





《例》

1 あおば自治会 様

市連会 2 月定例会説明資料
令和 7 年 2 月 1 2 日
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局

GREEN×EXPO 2027 開催 2 年前シンポジウムの実施について【情報提供】

1 趣旨

開催 2 年前（3 月 19 日）を迎えるにあたり、GREEN×EXPO 2027 の意義を市民の皆様にご理解いただくため、シンポジウムを実施します。気候変動など地球規模の課題に対して GREEN×EXPO が果たす役割や、環境と共生し、自然・人・社会がともに持続するための方策などについて議論します。是非ご参加ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 開催概要

(1) 日時

令和 7 年 3 月 9 日（日）15 時から 17 時まで（14 時半 開場予定）※参加費は無料です。

(2) 会場

関東学院大学 横浜・関内キャンパス テンネー記念ホール

(3) 内容

ア テーマ

GREEN×EXPO から変わる ～環境と共に生きるということ～

イ 登壇者（敬称略）

(ア) 開会挨拶

山中 竹春 横浜市長

(イ) 基調講演

吉高 まり （公社）2027 年国際園芸博覧会協会 理事

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング（株）フェロー（サステナビリティ）

(ウ) パネルディスカッション

・コーディネーター

吉高 まり

・パネリスト（順不同）

江守 正多 東京大学未来ビジョン研究センター 教授

佐藤 留美 特定非営利活動法人 NPO birth 事務局長

五十嵐 康之 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 担当理事

4 申込方法

ウェブページ（市電子申請・届出システム）または FAX によりお申し込みいただけます。

申込期間：2 月 12 日から 3 月 7 日 17 時まで

お申し込みは
こちらから→



脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担 当：佐藤、長門、晴山
連絡先：Tel 671-4627
メール：da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

2 YEARS TO GO

GREEN×EXPO 2027 開催2年前シンポジウム



GREEN×EXPO 2027
公式マスコットキャラクター
トウキョトウク

GREEN
×
EXPO
2027
YOKOHAMA JAPAN

©Expo 2027

GREEN×EXPO から変わる ～環境と共に生きるということ～

気候変動など地球規模の課題に対して GREEN×EXPO が果たす役割や、環境と共生し、自然・人・社会がともに持続するための方策などについて議論します。

日時: 2025年(令和7年) **3月9日(日)** 15:00～17:00 (開場 14:30)
横浜市長挨拶 / 基調講演 / パネルディスカッション

会場: 関東学院大学 テンネー記念ホール 横浜市中区万代町 1-1-1

JR 京浜東北・根岸線 関内駅南出口より徒歩2分 / 横浜市営地下鉄ブルーライン 関内駅 1 番出口より徒歩4分

定員
500名
参加費無料
事前申込

基調講演

吉高まり氏

パネルディスカッション

吉高まり氏
江守正多氏
佐藤留美氏
五十嵐康之
(順不同)



[詳細はこちら]



講演・コーディネーター
吉高まり氏
公益社団法人
2027年国際園芸博覧会協会
理事
三菱UFJリサーチ&
コンサルティング株式会社
フェロー(サステナビリティ)



パネリスト
江守正多氏
東京大学
未来ビジョン研究センター
教授



パネリスト
佐藤留美氏
特定非営利活動法人
NPO birth
事務局長



パネリスト
五十嵐康之
横浜市 脱炭素・
GREEN×EXPO 推進局
担当理事

応募方法

1: web で申し込み



左記の二次元コードを
読み取り、専用サイトから
申し込みください。

2: FAX で申し込み 045-212-1223

任意の用紙に、氏名、フリガナ、電話番号、
「3月9日シンポジウム申込」とご記入の上、送信ください。

申込締切 3月7日(金)17:00まで

※手話・筆記通訳をご希望の方は2月28日(金)までにお申し込みください。
※申込者多数により参加不可の場合は3月8日(土)までに連絡します。

※参加証はございません。 ※申し込みにあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

主催:横浜市

共催:公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

お問い合わせ:脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課

Tel:045-671-4627

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名称: 2027年国際園芸博覧会
テーマ: 幸せを創る明日の風景
開催場所: 旧上瀬谷通信施設(横浜市瀬谷区・旭区)
開催期間: 2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
クラス: A1(最上位クラス、AIPH承認・BIE認定)

泉 区 連 長 会 資 料
 令 和 7 年 2 月 1 9 日
 泉 区 区 政 推 進 課

泉 政 第 1405 号
 令 和 7 年 2 月 1 9 日

各地区連合自治会町内会長様
 各自治会・町内会長様

横浜市泉区長 山口 賢
 横浜市政策経営局長 松浦 淳
 横浜市議会局長 豊 基信

広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会・町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができております。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和7年度におかれましても、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙の配布について

- (1) 広報紙概要 ※謝金額は令和7年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和7年5月、8月、12月 令和8年2月	4円

- (2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

- (3) 配布時期

毎月1日～10日までの間に各世帯へ配布してください。

- (4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

（令和8年1月号は、令和7年12月29日までにお届けします。）

裏面あり

(5) 配布謝金の支払い

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回(令和7年10月と令和8年3月)お支払いします。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

泉区区政推進課広報相談係 Tel800-2335 FAX800-2506

※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。(当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。)

3 その他

(1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。

※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。

(2) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様に広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。

(4) 令和7年度も、紙面にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。

担当：泉区区政推進課広報相談係

Tel800-2335 FAX800-2506

政策経営局広報課 広報紙担当

Tel671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

Tel671-3040 FAX681-7388

泉区連長会資料
令和7年2月19日
泉区福祉保健課

泉福第1421号
令和7年2月19日

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区福祉保健センター
福祉保健課長 岩井 裕子

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策に関する検討結果の報告について

雨水の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、民生委員・児童委員活動につきまして、御理解と御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策については、令和4年12月の一斉改選以降、区局によるプロジェクト等により検討を開始し、令和6年2月の区連会にて御説明をさせていただいたところですが、その後の取組状況について御報告します。

引き続き、民生委員・児童委員活動に御協力賜りますよう、お願い申し上げます。

<配付物（各自治会町内会に1部）>

市連会2月定例会説明資料（令和7年2月12日 健康福祉局地域支援課）

- (1) 民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策の取組状況について【報告】
- (2) 別紙 民生委員・児童委員の負担軽減や活動支援に向けた検討結果について
(令和7年2月現在)

【担当】

泉区福祉保健課運営企画係
梅田、日比野
電話 800-2401

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策の取組状況について【報告】

1 趣旨

令和 7 年 12 月の一斉改選に向けた民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策については、課題や具体的な取組を一覧にまとめた「ツリー図」（令和 6 年 2 月ご説明）に基づいて、検討や取組を進めています。一斉改選を目前に控え、現時点の取組状況をご報告します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 報告事項

負担軽減や活動支援策のうち、主な取組をご報告します。

※詳細は「別紙 1」をご覧ください。

課題	取組の方向性	取組状況
負担軽減 活動支援	業務量を軽減する取組	<u>生活福祉資金借入申込に必要な調査書の作成を、「原則」民生委員に要請しない運用に見直し。</u> (R7.1~)
	就労等により時間に制約がある方でも活動がしやすくなるための取組	活動報告書（これまで紙提出のみ）の電子申請システムでの提出を開始（モデル地区）。希望地区に展開予定。 定例会資料のホームページ掲載を開始（一部の区。欠席者への資料配布作業等を軽減。）。
	未経験の方でも安心して活動が始められるための取組	<u>前任者が経験を活かして、新任委員を一定期間サポートする仕組みの導入（R7.12~予定）。</u>
人材確保	自治会町内会が候補者を推薦しやすくするための取組	一斉改選に向けて、民生委員・児童委員をやってみませんか？と地域でお声がけいただく際のチラシを作成中。
推薦事務の改善		候補者が再任（年齢要件の特例による再任は除く）のみの地区推薦準備会は省略可に見直し。推薦手続き書類の簡素化も検討中。

担 当：健康福祉局地域支援課 村山
電 話：045-671-4046
F A X：045-664-3622
メ ール：kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

	取り組むべき課題	取組の方向性 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	具体的な取組 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	実施予定年度 (※)	No.	取組状況 (R7.2現在)
<p>負担軽減・活動支援</p> <p>業務量の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な役割 ・会議や研修の多さ ・調査書や報告書作成 ・担当世帯数の多さ <p>負担感の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動への周囲の理解 ・福祉制度の理解 ・仕事との両立 ・相談先がない ・委員同士の情報交換や交流の場がない 	<p>業務の見直し・効率化</p>	<p>・ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業の実施方法の効率化</p>	<p>報告事務等の簡素化・効率化の検討</p>	R7	1	R8からの簡素化に向け、一部の地区で負担軽減のための取組を試行実施
		<p>・生活福祉資金事務や調査事務の見直しに向けた検討</p>	<p>国・社協への要望 (例：活動報告書、事業計画書の簡略化等)</p>	R6	2	生活福祉資金の貸し付けにかかる調査書の作成について、国・県社協が「原則」作成を要請しない運用に見直し (R7.1～)
		<p>・報告書類のデジタル化 (アプリ化)</p>	<p>モデル地区での活動報告書のデジタル化 (電子申請) の実証、全区展開</p>	R7	3	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル地区で月報版の入力フォームを作成して運用中 ・日報版の入力フォームや集計用ツールを作成し、R7.12以降、導入を希望する地区に展開
		<p>・定例会のオンライン化、研修資料等のアーカイブ化</p>	<p>モデル地区で導入、全区展開</p>	R7	4	<ul style="list-style-type: none"> ・市民児協HPで、先輩委員に聞く民生委員の魅力、先輩委員の本音トーク！、地域ケアプラザを紹介する「ミニ研修動画」を公開し、今後も拡充予定 ・一部の区で定例会資料を区のHPに掲載する運用を開始
	<p>補助人員を導入する</p>	<p>・協力員やサポーター制度の導入の検討</p>	<p>協力員や欠員地区の補助員、一斉改選時の引き継ぎ制度等、区の実情にあわせて選択できる制度の導入</p>	R7	5	<ul style="list-style-type: none"> ・R7.12一斉改選に向け、協力員 (仮称)、バトンタッチサポーター (仮称) についての意見照会を実施 ・新任委員に対して前任者の経験を活かしたサポートをする仕組みの導入を予定 ・協力員制度については引き続き検討
		<p>・出席会議の整理</p>	<p>出席会議や各種依頼業務量の照会および削減</p>	R6	6	一部の区で、行政から出席を依頼する会議について、出席廃止を含む見直し・整理を実施 (R7～)
	<p>活動のサポート強化</p>	<p>・新任者向けや困難ケースに関する研修、引継のチェックリストの作成や充実</p>	<p>民児協事務局と調整しながら実践的な研修を実施</p>	R7	7	市民児協HPで、先輩委員に聞く民生委員の魅力、先輩委員の本音トーク！、地域ケアプラザを紹介する「ミニ研修動画」を公開し、今後も拡充予定
		<p>・夜間休日のサポート方法の検討</p>	<p>区役所閉庁時における相談先の案内 (ホームページ掲載など) や事例集の充実の検討</p>	今後取組予定	8	一斉改選に向けて、「民生委員・児童委員、主任児童委員の手引」、「活動ガイドライン」の改訂及びホームページ掲載を検討中
	<p>地区民児協の運営支援</p>	<p>・委員同士の交流や情報交換の機会の検討</p> <p>・地区会長研修等の充実</p>	<p>民児協事務局と調整しながら交流や情報交換の場、研修などを充実</p>	R7	9	<ul style="list-style-type: none"> ・R7の地区会長研修に意見交換、グループワークを導入予定 ・一部の区で、活動に必要な情報を区職員が紹介する「民生委員向けの出前講座」を実施予定
		<p>・見守り対象者の施設入所、入院等の情報共有の仕組みを検討</p>	<p>個人情報保護とのバランスを考慮した適切な情報共有の仕組みを検討</p>	今後取組予定	10	検討中
	<p>地域との連携によるサポート強化</p>	<p>・地域全体での見守り推進 (隣近所、組長や班長との連携、情報共有) の検討</p>	<p>モデル地区で自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りを試行実施し、成功例を他地区に共有・展開</p>	R7	11	・モデル地区で「向こう三軒両隣」で協力し、民生委員だけに頼らないゆるやかな見守りの実施に向けて検討中
		<p>・活動費の増額</p>	<p>活動費の増額に向けた予算計上 R5 : 64,200円 ⇒ R6 : 70,200円</p>	R6	12	実施済
	<p>活動費等の見直し</p>	<p>・会費のあり方や徴収方法等の見直しに関する検討</p>	<p>会費のあり方を社協と協議するとともに徴収にかかる集金作業等の効率化の検討</p>	今後取組予定	13	検討中
		<p>活動と生活の明確な線引き</p>	<p>・民生委員の活動に関する広報の検討</p>	<p>早朝や夜間帯は対応が困難なことなど、民生委員活動への理解を深めるための広報の充実</p>	R6	14
	<p>・通信手段の検討</p>		<p>業務用携帯電話の導入などの検討</p>	今後取組予定	15	検討中

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

取り組むべき課題	取組の方向性 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	具体的な取組 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	実施予定年度 (※)	No.	取組状況 (R7.2現在)
人材確保 広報の強化 ・他の委嘱委員に比べて特に敬遠される ・民生委員の役割以外の雑多な相談が寄せられる	「民生委員は大変」というイメージの払拭	・民生委員のやりがいなど魅力を伝える広報 ・現任委員のモチベーションアップにつながる広報	民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報	R6	16 ・広く民生委員を知ってもらう市民向けのチラシを18区共通ひな型として作成 (一部の区で配付開始済み)。今後、各区でも活用予定 ・一斉改選に向けて、推薦していただく自治会町内会向けのチラシを18区共通ひな型として作成中
	地域住民との共通理解	・民生委員として「やれることやれないこと」を整理した広報物の作成、配布	民生委員の役割を地域住民と共通認識できる広報	R6	
人材確保 ・高齢化などで担い手が見つからない	担い手確保の仕組みづくり	・候補者の新たな発掘先の検討	現役世代の担い手確保に向けた企業への理解促進活動、地域団体との連携に関する検討	今後取組予定	18 検討中
推薦事務の改善 推薦の負担軽減 ・再任者も新任者と同様の書類作成が必要	手続きの簡素化	・再任手続きの簡素化	再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とする	R7一斉改選	19 R7一斉改選に向けて要綱改正作業中 20 同上
		・推薦時の様式の簡素化	様式の更なる簡素化	R7一斉改選	
	推薦要件緩和	・居住要件など推薦要件の緩和の検討	居住要件の特例を市外居住者まで拡大する等、関係機関へ要望を検討	今後取組予定	21 「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」(国)で、居住要件の緩和について議論されたが、困難等の意見が出され、「一定の要件を満たす場合に、現職の民生委員が市外に転出後も引き続き活動することを令和7年中に可能とする」という対応方針が示されている

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

泉福第1421号
令和7年2月19日

地区連合自治会町内会長 様

泉区福祉保健センター
福祉保健課長 岩井 裕子**令和7年 民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦について（依頼）**

雨水の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、福祉保健行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦について、別紙資料のとおり、御依頼させていただきますので、よろしく願いいたします。

令和7年は、7月に欠員補充及び増員を行い、12月には任期満了に伴う一斉改選を行います。

なお、7月については、欠員補充及び増員が必要な場合のみとなりますので、推薦書類等は、対象の地区連合自治会町内会・単位自治会町内会に直接、送付します。

12月には、任期満了に伴う一斉改選がありますが、詳細は改めて説明させていただきます。

御不明な点がありましたら、下記担当まで御連絡くださるようお願いいたします。

【担当】

泉区福祉保健課運営企画係 梅田、日比野

電 話 800-2401

メール iz-unei@city.yokohama.lg.jp

令和 7 年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

1 趣旨

令和 7 年 7 月 1 日付の民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充及び増員につきまして、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

また、本年は 3 年に 1 度の一斉改選を行う年であり、12 月 1 日付の一斉改選に関する候補者の推薦依頼については、5 月にあらためてご依頼いたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】該当の地区の地区連長あて資料を送付します。

主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

【単位会長】該当の自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

3 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

	自治会町内会		地区連合町内会	
推薦の対象	民生委員・児童委員		主任児童委員	
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。		・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。	
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。		・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	
推薦準備会の開催時期	欠員補充・増員	一斉改選	欠員補充・増員	一斉改選
	令和 7 年 3 月～4 月	令和 7 年 6 月～8 月	令和 7 年 3 月～4 月	令和 7 年 6 月～8 月
書類の作成 区への提出	・候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区にご提出ください。			

＜裏面あり＞

4 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資料4「資格要件と推薦手続」をご確認ください。
- (2) 候補者の方に対し、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動や役割についてご説明をお願いします。ご説明にあたっては、資料6「民生委員の活動紹介チラシ」等をご活用ください。
- (3) 推薦準備会については、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表*の方は、必ず推薦人としてください。

この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、ご留意ください。

また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等に関するご説明やご質問等へご対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の方の出席は必須でお願いします。

5 添付資料

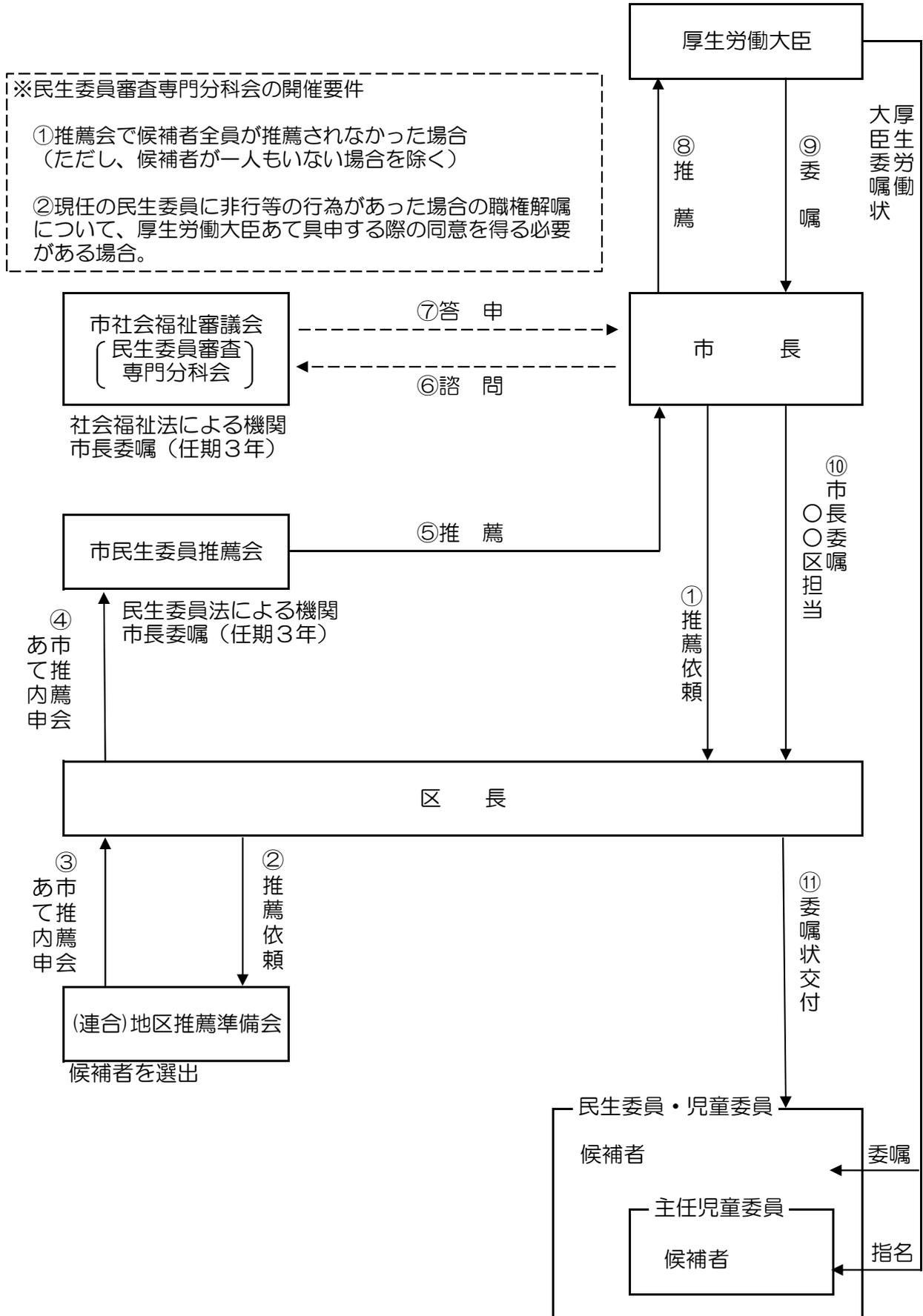
- 資料1 令和7年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程
- 資料2 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の手続図
- 資料3 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動
- 資料4 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続
- 資料5 現員数一覧（令和6年12月1日現在）
- 資料6 民生委員の活動紹介チラシ
- 参考 令和7年12月一斉改選における民生委員・児童委員の年齢要件の特例について

担 当：健康福祉局地域支援課 村山
電 話：045-671-4046
F A X：045-664-3622
メー ル：kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

令和 7 年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和 7 年 7 月 1 日付け委嘱	令和 7 年 1 2 月 1 日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期・・・令和 7 年 7 月 1 日から 令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで	①民生委員・児童委員：一斉改選 ②主任児童委員：一斉改選 任期・・・令和 7 年 1 2 月 1 日から 令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日まで
2 月	上旬	市連会協力依頼	
	中旬		
	下旬		
3 月	上旬	連合・地区へ推薦依頼	
	中旬		
	下旬		
4 月	上旬	連合・地区推薦準備会開催	
	中旬		
	下旬		
5 月	上旬	区より市推薦会に候補者内申	市連会協力依頼 区連会協力依頼
	中旬		
	下旬		
6 月	上旬	市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦	連合・地区へ推薦依頼
	中旬		
	下旬		
7 月	上旬	令和 7 年 7 月 1 日付け委嘱	連合・地区推薦準備会開催
	中旬		
	下旬		
8 月	上旬		区より市推薦会に候補者内申
	中旬		
	下旬		
9 月	上旬		
	中旬		
	下旬		
10 月	上旬		市推薦会、市審査会開催
	中旬		
	下旬		
11 月	上旬		厚生労働大臣あて推薦
	中旬		
	下旬		
12 月	上旬		令和 7 年 12 月 1 日付け委嘱
	中旬		
	下旬		

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約500の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【身分、活動費の支給・会費負担】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】 年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるため、年間 70,200 円（1 か月あたり 5,850 円）の活動費を、区役所から年 2 回に分けて支給しています。

【会費の負担】 年間 8,500 円（令和 6 年度）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

会費内訳(令和4年度の場合)

項目	金額(円)	
区・地区民児協活動費等の事業費	2,180	主に区・地区民児協の活動費に充当します。
市民児協互助事業会費	1,600	横浜市民児協互助特別会計に積み立てます。 会員に疾病や本人・配偶者の死亡などがあった場合に 取り崩して見舞金・弔慰金を支給します。 また、委員退任時に退任慰労金を支給します。(※)
市民児協周年事業 積立金	100	周年事業に向けて積み立てます。
全民児連会費	700	行う全国民生委員児童委員連合会の事業費とします。
全国互助共励会費	1,900	全民児連が所管する互助事業へ積み立てます。 会員に疾病や本人・配偶者の死亡などがあった場合に 取り崩して見舞金・弔慰金を支給します。 また、委員退任時に退任慰労金を支給します。(※)
関東ブロック民生委員児童 委員連合協議会会費	20	関東ブロック民生委員児童委員連合協議会開催費用 に充当します。
横浜市社協会費	1,000	横浜市社協会員規程に基づく年会費
泉区社協会費	1,000	〇〇区社協会員規程に基づく年会費
合計	8,500	

※退任慰労金支給については、3年以上在任している必要があります。

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<p>18歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方 	
①適任者		
②年齢要件 (基準日) 令和7(2025)年 4月1日		
③居住要件	<p>原則、担当地域内に居住する方</p>	
2. 任期	<p>3年 令和7年(2025)年11月30日まで</p>	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)
②構成	推薦人5～10人	推薦人5～10人
③構成員 (推薦人)	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 ※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 ※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	<p>地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</p>	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

令和6年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

計	民生委員・児童委員				主任児童委員				合計			
	定数	現員数			定数	現員数			定数	現員数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計
計	4,214	886	3,037	3,923	530	22	459	481	4,744	908	3,496	4,404
鶴見区	305	83	218	301	34	7	27	34	339	90	245	335
神奈川区	282	48	209	257	36	1	33	34	318	49	242	291
西区	124	26	86	112	12	2	10	12	136	28	96	124
中区	169	32	125	157	26	2	20	22	195	34	145	179
南区	247	64	163	227	33	0	32	32	280	64	195	259
港南区	261	42	201	243	30	1	27	28	291	43	228	271
保土ヶ谷区	253	43	187	230	46	1	43	44	299	44	230	274
旭区	293	47	212	259	40	2	30	32	333	49	242	291
磯子区	217	42	153	195	20	1	14	15	237	43	167	210
金沢区	249	36	180	216	32	0	29	29	281	36	209	245
港北区	375	85	269	354	46	1	45	46	421	86	314	400
緑区	204	38	160	198	23	0	21	21	227	38	181	219
青葉区	298	45	238	283	32	0	30	30	330	45	268	313
都筑区	168	48	107	155	20	3	15	18	188	51	122	173
戸塚区	305	73	220	293	38	0	35	35	343	73	255	328
栄区	149	39	101	140	14	0	14	14	163	39	115	154
泉区	168	55	102	157	24	1	21	22	192	56	123	179
瀬谷区	147	40	106	146	24	0	13	13	171	40	119	159

* 定数は令和6年12月1日現在

民生委員・児童委員、主任児童委員

担当する地域の中で、介護や子育てなど、住民の方の福祉に関わる悩みや困りごとの相談に乗り、地域ケアプラザや区役所など適切な機関につなぐ役割を担っています。

子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員が主任児童委員です。



日ごろの活動

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| 見守り | 担当区域にお住まいの方の見守りや子どもたちへの声掛け |
| 相談・情報提供 | 困りごとの相談にのり、利用できる福祉サービス情報を案内します |
| 地域のつなぎ役 | 必要な福祉サービスが受けられるよう地域の専門機関につなぎます |
| 交流の場づくり | 昼食会やサロンなど交流活動の運営・サポートに携わっています |
| 行政の業務への協力 | 区福祉保健センターなど関係機関の業務へ協力しています |

活動の様子(一例)



見守り活動



地域の親子の居場所「子育てサロン」

次のようなご相談は民生委員の役割ではありません

- × 身の回りの世話をしてほしい
- × 救急車に同乗してほしい
- × 保証人になってほしい
- × 子どもを預かってほしい
- × お金を貸してほしい

民生委員活動の基本

地域・行政等との協力

- 地域の方と協力し地域情報を把握しながら活動します
- 地域ケアプラザ・区社会福祉協議会・区役所が活動をサポートします

民生委員児童委員協議会（民児協）

- 民生委員同士で民児協（地区・区・市）を組織し、活動に役立つ情報の共有や、活動の相談等をしています
- 知識習得やスキル向上のための研修を行っています

身分と守秘義務

- 厚生労働大臣から委嘱を受けた地域福祉のボランティア
- 任期は3年で、再任できます
- 住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があります

活動費の支給と会費のご負担

<活動費の支給> 年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

<会費のご負担> 年間 8,500 円(令和6年度の場合)

横浜市民生委員児童委員協議会(市民児協)は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会(市社協)・区社会福祉協議会(区社協)でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

担 当：泉区役所福祉保健課運営企画係 連絡先：

民生委員・児童委員の年齢要件の特例について (令和7年12月1日付一斉改選以降)

担い手確保が課題となっている中で、ご本人に意欲があり、自治会町内会長等の同意もあるなど、条件を満たす方には、活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、次期（令和7年12月）一斉改選では、下記の通り民生委員・児童委員の年齢要件について、特例を設けることとします。

なお、年齢要件の特例は、本来の資格要件を満たす候補者の推薦が難しい場合、かつ、条件を全て満たす場合における、あくまでも「特例」です。

「特例」であることを十分にご認識いただき、やむを得ず特例で推薦する際は、継続して適任者を探して下さるようお願いいたします。

現行	変更後
<p>◆新任 68歳までの者。ただし、選出が困難な場合に限り、74歳までの者とすることができる。</p> <p>◆再任 74歳までの者</p>	<p>◆新任（変更なし） 68歳までの者。ただし、選出が困難な場合に限り、74歳までの者とすることができる。</p> <p>◆再任 74歳までの者。<u>ただし、選出が困難な場合は1期（3年間）のみを再任期間として、75歳以上の者とすることができる。（条件あり）</u></p> <p><u>【条件】</u> 下記3つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。</p> <p>①健康で本人に意欲があり活動に支障がない ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある</p> <p><u>※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。</u></p>

なお、主任児童委員の年齢要件については変更ありません。

年齢要件の特例は、再任の方に限った特例であり、任期満了に伴う「再任」の推薦区分がある一斉改選のみの運用です。

したがいまして、今回ご依頼しております令和7年7月の欠員補充は、現行の年齢要件での運用となりますのでご注意ください。

また、特例による再任の場合、推薦事務の改善における「地区推薦準備会の省略可能」には該当しません。

泉区連長会資料
令和7年2月19日
泉区泉土木事務所

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区泉土木事務所長

地域土砂清掃に伴う「土のう袋回収手続き」のお願い

日頃より、市道の側溝及び水路等の清掃にご尽力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、別紙1のとおり過年度よりご協力いただいている地域土砂清掃ですが、令和7年度の実施を予定している自治会町内会につきましては、「**地域土砂清掃 申込票**」（別紙2）の提出をお願いします。（令和7年4月末まで）

来年度の担当者が決まっていない場合は、当面のお問い合わせ先となる方のご連絡先をお知らせください。（手続きについては別紙4参照）

また、「**地域土砂清掃 回収依頼票**」（別紙3）で回収の依頼を受けてから、泉土木事務所が土砂回収の手配を行います。

月曜日に回収連絡状況を土木事務所で確認した後、**火曜日以降で業者手配を行いますので、忘れずにご連絡ください。**

※申込みの状況により、回収が遅くなる場合があります。あらかじめご了承ください。

ならびに、土のう袋の収集場所を「ごみの集積場所」としている場合、ボックスやネットの中には置かず、離して置いてください。混ざってしまうと、ごみの回収ができない場合があります。

なお、地域土砂清掃の予定がない自治会町内会は回答不要ですのでよろしく申し上げます。

《問合せ先》

泉土木事務所 下水道・公園係
地域土砂清掃担当

TEL045-800-2536 FAX 045-800-2540

✉ iz-dbgesuidoukouen@city.yokohama.jp

過去依頼実績

R7. 2. 19現在

	連合名	春	秋
		自治会町内会名	自治会町内会名
1	緑園	緑園七丁目自治会	
2	新橋		新橋西自治会（ハイツ班自治会）
3		新橋上自治会（6班）	
4		新橋第一住宅自治会	
5	和泉北部		和泉三家自治会
6		ひなた山第三自治会	
7	和泉中央	和泉台谷戸町内会（3区22組）	和泉台谷戸町内会（3区22組）
8		和泉町さつき会	
9		和泉町わかば会	和泉町わかば会
10		和泉東町内会	
11		金子山自治会	
12			神田町内会
13		並木谷戸町内会	
14	下和泉	大丸北町内会	大丸北町内会
15		大丸西町内会	大丸西町内会
16		大丸東町内会	大丸東町内会
17		大丸南町内会	大丸南町内会
18		原町内会	原町内会
19		四ツ谷町内会	
20	富士見が丘	下和泉住宅自治会	
21		陣屋自治会	陣屋自治会
22	上飯田	上飯田中村町内会	上飯田中村町内会
23		上飯田南町町内会	上飯田南町町内会
24		坂の台町内会	
25		中屋敷自治会	
26	いちよう団地	いちよう団地連合自治会	いちよう団地連合自治会
27	中田	春日自治会	春日自治会
28			葛野東町内会
29		中田踊場自治会（第6組）	中田踊場自治会（第6組）
		中田踊場自治会（第12組）	中田踊場自治会（第12組）
30		中村町内会	中村町内会
31			夏刈場自治会
32		広町自治会	
33		双葉自治会	
34		山神前町内会	
35		高砂自治会	
36	しらゆり	白百合東町会	白百合東町会
37	連合未加入		弥生台自治会

地域土砂清掃 申込票

1	自治会町内会名：
2	担当者の名前：
3	担当者の TEL：

以下は決まっていたらご記入ください。

4	清掃予定日： 雨天の場合の延期予定日：
5	回収場所（地図等）： ★前回と同様の場合は、前回と同様にご記入下さい。 その場合は、地図等は不要です
6	必要土嚢枚数： 来所予定日：

《あて先》 泉土木事務所 下水道・公園係 地域土砂清掃担当
TEL: 045-800-2536
FAX: 045-800-2540
✉ iz-dbgesuidoukouen@city.yokohama.jp

地域土砂清掃 回収依頼票

1	自治会町内会名：
2	担当者の名前：
3	担当者の TEL：

以下について、ご連絡ください。

・ 清掃予定日に清掃を 行った or 行わなかった

・ 雨天などで清掃を行わなかった場合

延期して清掃する（ 月 日） or 中止する

・ 回収場所の変更は ある or なし

（回収場所の変更がある場合は地図も添付してください）

・ 土のう袋の数は 袋くらい

教えていただけると、回収時、大変助かります

《あて先》 泉土木事務所 下水道・公園係 地域土砂清掃担当

TEL: 045-800-2536

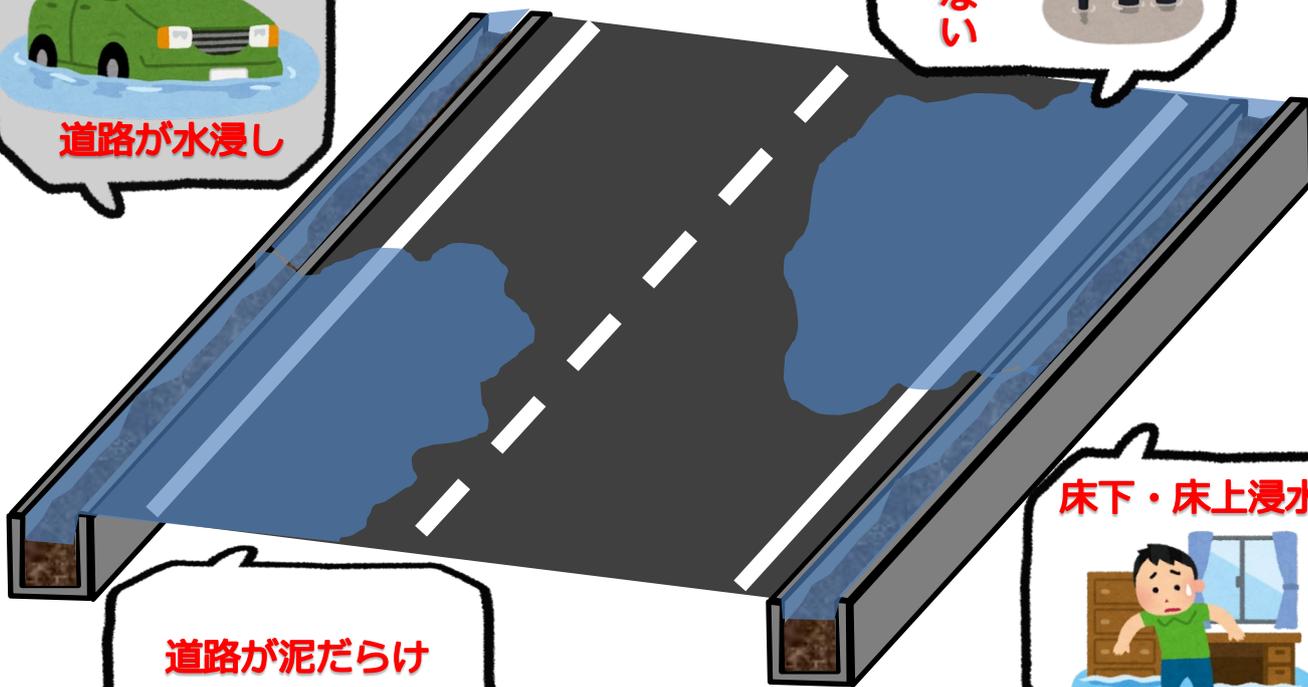
FAX: 045-800-2540

✉ iz-dbgesuidoukouen@city.yokohama.jp

側溝清掃

雨に備える

側溝に土が詰まっているとこんな危険が！



側溝清掃をお願いします

⚠ 土のう袋の回収は手続きが必要です 次のページへ



土木事務所が回収

一般ゴミへ

土は土のう袋に
枝葉はゴミ袋

キレイで安全な
道路に！！



土のう袋回収手続き

STEP 1

「地域土砂清掃 申込票」を送る。



連絡票
(別紙2参照)



E-Mail

iz-dbgesuidoukouen@city.yokohama.jp

OR



FAX

045-800-2540

4月末まで

STEP 2

土のう袋受取日を土木事務所に連絡



⚠ 連絡票で清掃日・収集場所を「未定」とした場合、あわせて教えて下さい。

045-800-2537

清掃日 3週間前まで

STEP 3

土のう袋を土木事務所に取りに来る



土のう袋

ビニール袋1つに25袋。
50袋以上は自動車 etc での
来庁をお勧めします。

案内図



収集場所が不明確な場合
来庁していただいた際に
地図上で確認します。

清掃日まで

STEP 4

土砂清掃し、「地域土砂清掃 回収依頼票」



住民の皆様

ごみと分けて置いてください

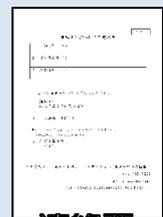
収集場所

土砂は土のう袋の
7~8割程度

⚠ 土砂清掃後、
メールまたは、FAX



を土木事務所に送ってください。



連絡票
(別紙3参照)

土木事務所による土砂回収



収集場所

連絡票提出後の

火曜～水曜

※申込みの状況により、回収が遅くなる場合があります。
あらかじめご了承ください。

市民局（一部総務局） 令和7年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期・窓口	案内時期 （）内：問合せ先
補助の新設 地域の防犯力向上緊急補助金	自治会町内会等が、地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組（例：防犯パトロール実施、防犯啓発グッズ作成・購入、センサーライト等防犯設備機器整備、防犯講座開催）への補助。補助率9/10、 <u>上限20万円</u> ※資料1参照	4～10月末 事務委託事業者	3月市連会・区連会 （4月以降事務委託事業者へ。それまでは市民局地域防犯支援課、区地域振興課）
上限額引き上げ 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助率9/10、 <u>上限21万→28万円</u>	4～7月末 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
上限額引き上げ （単位自治会町内会への補助のみ） 地域活動推進費補助金	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助。 <u>上限額700円→900円</u> ×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6月 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
補助の継続 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率2/3、上限あり ※資料2参照	4～9月末 事務委託事業者	3月市連会・区連会 （市民局地域活動推進課）
例年同 地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	4～6月 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 自治会町内会館整備費補助金	昨年、7年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。 補助率1/2、上限：新築・購入1500万円（1㎡あたり12.5万円を限度）、修繕250万円等	※8年度整備に向けた事前申出 4～6月 区地域振興課	4月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 町の防災組織活動費補助金	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯160円）	4～6月（予定） 区総務課	3月区連会 （区総務課）

※LED防犯灯設置維持管理事業：自治会町内会等の申請により300灯（電柱共架型）の新設
（申請時期：4～5月末、窓口・問合せ先：区地域振興課、3月に案内）

※令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

横浜市 地域の防犯力向上緊急補助金 制度概要

1 目的

いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生し、市民の不安が高まる中、自助・共助・公助を組み合わせ、社会全体での防犯対策の強化が求められています。

ついては、地域住民が安心して暮らせるよう、自治会町内会の地域防犯対策への緊急支援を行い、住民一人ひとりの防犯意識や地域の防犯力を高めることで、安全安心なまちづくりの推進を図ります。

こうした取り組みを通じ、地域コミュニティの活性化に繋がっていきます。

2 緊急対策事業の趣旨

本事業は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれ、当該交付金メニューのひとつとして実施するものです。

交付金活用の基本的な考え方として、「地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能」と示されたことから、令和7年度は、既存の本市地域活動推進費補助金事業の一部を拡充する形で、緊急的な補助金交付を実施するものです。

3 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

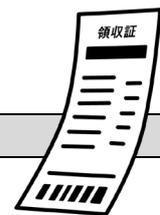
4 補助要件

- (1) 自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組であるもの
- (2) 本事業の利用に際し、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行った上で実施するもの
- (3) 令和7年4月1日から同年10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付のあるもの
- (4) 交付申請兼実績報告書を令和7年10月31日までに提出可能なもの

5 補助率、補助上限額等

- (1) 補助率 10分の9
- (2) 補助上限額 20万円 ※補助対象事業（取組）合算での上限額（千円未満切り捨て）

◆1団体につき、申請は1回です。

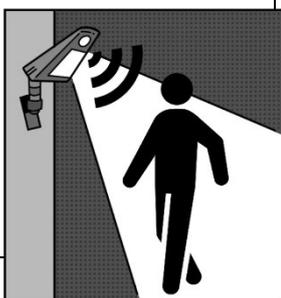


6 補助対象事業

自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組

(例)

補助対象事業（取組）の例	補助対象事業（取組）の具体例
①防犯パトロールの実施	<ul style="list-style-type: none"> 青色回転灯等装備車（青パト）にかかる費用 地域防犯パトロール活動に必要な物品（防犯ベスト、誘導灯等）の購入
②防犯啓発グッズの作成・購入	<ul style="list-style-type: none"> 防犯啓発用のぼり旗の購入 各戸の玄関や外壁に貼る防犯・見守りステッカーの購入 防犯啓発チラシの作成
③センサーライト等の灯りの整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域の暗がり解消のためのセンサーライト等の灯りの整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 <p>（自治会町内会管理である旨明示すること）</p>
④その他防犯設備機器の整備	<ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラ等の防犯設備機器の整備 整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 <p>（自治会町内会管理である旨明示すること）</p>
⑤防犯講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民を対象とする特殊詐欺防止対策や強盗・空き巣対策等に係る啓発を行う講座、研修会、相談会への講師費用 講座用チラシ、講習内容のレジュメ作成・印刷に要する費用 講座当日に配布する冊子やサンプル物品（防犯フィルム、防犯ブザー等）の購入
⑥その他、上記に該当しない防犯に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> 迷惑電話防止装置を見守りの必要な方に貸与 見通しが悪く防犯上死角になる場所の樹木の剪定



7 補助対象外事業

- 地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみ防犯対策に留まるもの
- 地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金、その他国や自治体等の補助金・交付金・助成金等を既に受けたもの又は受けようとするもの
- 第三者に寄附（LED防犯灯寄附要綱に基づくLED防犯灯の寄附を含む。）、譲渡、売り払い等を行うことを目的として実施するもの
- 補助対象経費以外の経費と混同して積算されており、補助対象経費との区別ができないもの

8 補助対象外経費

補助対象の事業であっても、次の経費は対象外とします。

- (1) 各種保証・保険料、振込手数料
- (2) 既存防犯設備等の撤去のみを実施する経費
- (3) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- (4) ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額
- (5) 使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用
- (6) 飲食等に要する費用
- (7) 政治的活動又は宗教的活動に資する費用
- (8) 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、裁判費用、金券類、宿泊費
- (9) 本補助金の申請手続に必要な費用（切手代、コピー代等）

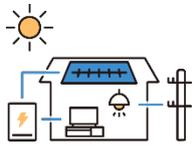
9 手続の流れ（下線部：申請団体が実施）

- (1) 団体内の意思決定
- (2) 事業（取組）の実施、支払い等：令和7年4月1日（火）～10月31日（金）
- (3) 交付申請兼実績報告の提出：令和7年4月1日（火）～10月31日（金）
- (4) 交付決定兼交付額確定の通知
- (5) 補助金請求書の提出：令和7年12月26日（金）まで
- (6) 補助金の振込

10 よくある質問

	質 問	回 答
(1)	不明点はどこに問合せればよいか	今回お示しした内容より詳しいことは、未定の部分が多くありお応えできかねますので、しばらくお待ちください。 3月12日開催の市連会定例会で詳しくお知らせし、同日ホームページにも掲載します。あわせて、4月1日以降のお問合せ・受付窓口（事務を委託する事業者）についても、電話番号、電子メールアドレスのほか、申請書類の郵送先住所（市内郵便局私書箱宛ての予定）をご案内します。
(2)	申請の提出方法は	4月1日から受付窓口（委託事業者）にて、郵送又は電子メールでの受付を開始します。持参による提出を特に希望する場合は、区地域振興課にお預けください。

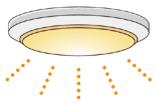
(3)	領収書の写しの添付は省略できるのか	国の交付金を利用し実施することもあり、省略はできません。令和7年4月1日から10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付がなければ補助金の交付はできませんので、必ず領収書を手配してください。
(4)	防犯カメラの設置に使えるのか	利用できます。『地域防犯カメラ設置補助金』では補助対象外となる、自治会町内会がマンション敷地内の共用部分を撮影する防犯カメラの整備などにも利用できます。なお、防犯カメラを設置する際には「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の規定に沿った運用が必要です。
(5)	自治会町内会が維持管理する地域防犯灯の整備に使えるのか	利用できます。灯具の購入費、独立柱を建てる等の付帯設備の設置費を含む工事費だけでなく、同所に整備する場合の既存設備の処分等に関する費用も経費も対象となります（撤去のみの実施には使えません）。なお、街路灯に用いる蛍光灯は、令和9年末までに製造及び輸出入が禁止されますので、この機会に、所有する地域防犯灯を蛍光灯からLEDに交換することを御検討ください。
(6)	お金を立替えて取組を実施した後に申請するのか	お見込みのとおりです。地域の皆様にとって必要な防犯対策を速やかに行っていただけるように、清算払いによる事業実施後に、補助申請と同時に実績報告をいただく制度としました。
(7)	実施後に「この取組は交付対象外」と言われては困る	地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組について、広く補助の対象としています。補助対象の取組の具体例（上記6）を参考としていただきながら、地域で必要な防犯対策の検討を進めてください。 ※補助対象外経費（上記7・8）にもご注意ください。
(8)	予算が不足することはないのか	予算の範囲内での補助にはなりますが、多くの自治会町内会等からのご申請にお応えできるよう十分な予算案としております。 是非、自治会町内会内で情報共有いただき、ご検討を始めてください。
(9)	令和8年度以降も続く制度か	いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生する中で、市民の皆様等からの不安の高まりのお声を受け、令和7年度は、国の重点支援地方交付金を利用して緊急的に実施するものです。



令和7年度も、自治会館等への

4月1日～
申請開始

省エネ設備の導入補助 実施予定

■対象製品		
LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 補助上限額 60万円 省エネ性能 ★★★★★4.0 ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品 電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)	 補助上限額 130万円 家庭用 省エネ性能 ★★★★★2.4 統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4 つ以上 業務用 トップランナー基準達成製品	 断熱窓  太陽光 発電設備  蓄電池 補助上限額 合算で 200万円 いずれかの実施でも申請ができます。
■対象団体		
会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会 ※6年度同様に、会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点 としている町内会等も補助対象とします。		
Q:6年度、この補助金を利用してエアコンを導入したが、7年度、別の場所のエアコン や断熱窓の補助金利用はできるのか？		
A:ご利用いただけます。		

※本補助金の実施は、令和7年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

手続きの詳細は、3月の市連会・区連会でお知らせし、3月12日頃ホームページに掲載予定です

[参考] 6年度補助制度の内容



←市 WEB
6年度補助制度紹介ページ

横浜市 会館脱炭素



担 当:市民局地域活動推進課

連絡先:045-671-2317

sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会向けデジタルツール紹介冊子の配付について【情報提供】

1 趣旨

市内の自治会町内会が、それぞれの状況に合わせてデジタル化を進め、情報共有や運営の効率化が図れるよう、市と連携協定を締結した事業者等が提供するデジタルツール（アプリ、サービスなど）を紹介する冊子を作成しました。

自治会町内会での検討にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに、冊子を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。



▲冊子イメージ

3 紹介冊子の概要

(1) 内容

自治会町内会の運営上の悩みとその解決手法、デジタルツールの紹介、導入事例

(2) 活用方法

回覧板が回り終わるまでに時間がかかる、会費を集めるのが大変、といった運営上の悩みを解決するデジタルツールを複数紹介。必要な情報を集約していますので、自治会町内会の実情に応じた検討にご活用いただけます。

(3) 市民局 Web ページでも、ダウンロード可能です

横浜市 自治会町内会 DX

検索



▲自治会町内会 DX 応援事業 Web ページ

参考 連携事業者について

令和6年8月に、「自治会町内会 DX に関する提案」募集を行い、応募のあった事業者・団体15者と連携協定を締結しました（現在も事業者募集を継続実施中）。

事業者の提供するサービスによっては、この協定により、利用料金を特別価格にて提供しているところもあります。詳細は、事業者へお問合せください（問合せ先は、市民局 Web ページに掲載）。

連携事業者一覧（令和7年2月12日現在）

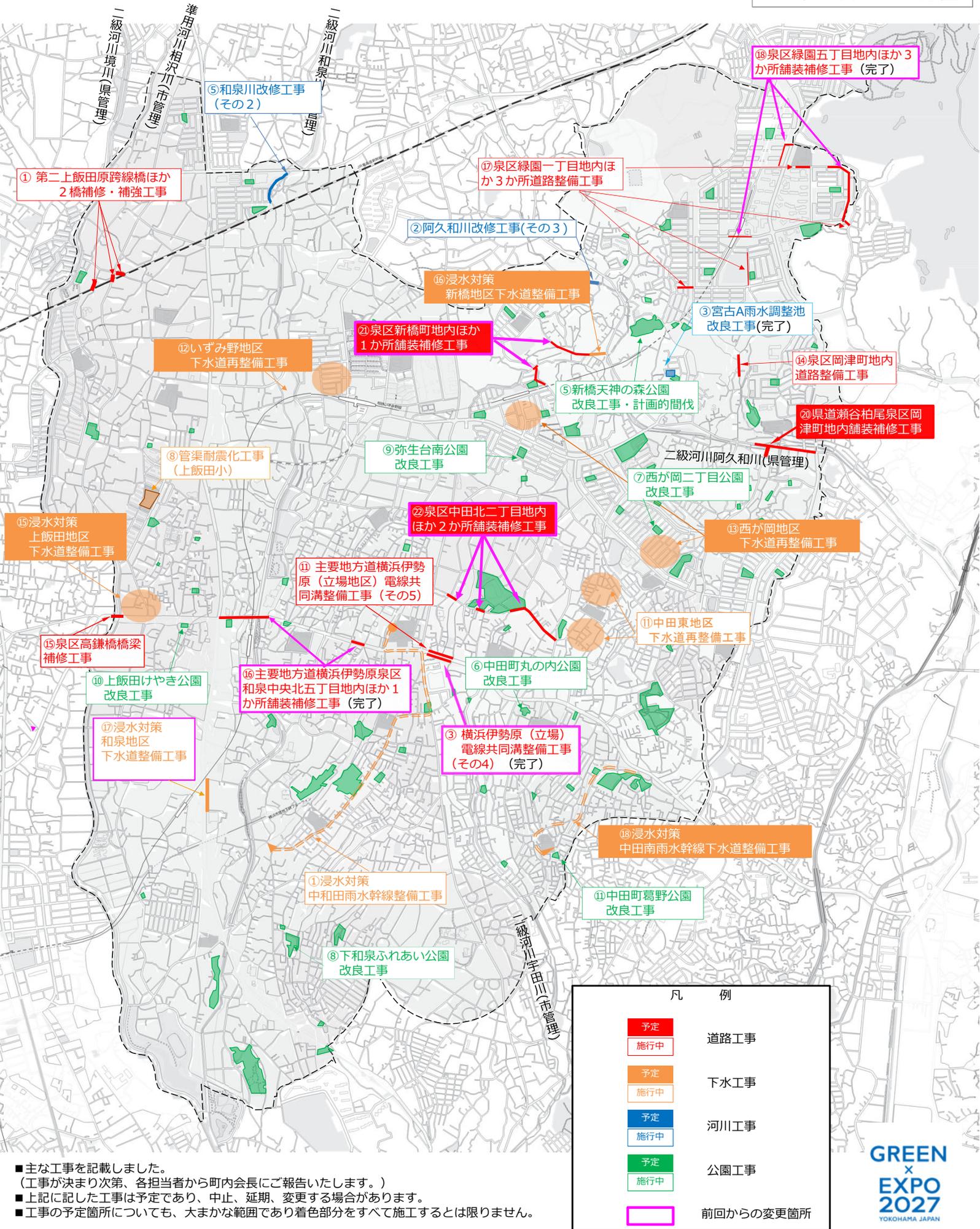
No	事業者・団体名	自治会町内会向けツール・サービス
1	株式会社タウンニュース社	ホームページ作成支援
2	アニバーサリーコンシェル株式会社	自治会町内会向けスマートフォンアプリ
3	小田急電鉄株式会社	
4	株式会社シーピーユー	
5	大東建託株式会社	
6	株式会社フィールド	
7	株式会社ワンベルウッズ	
8	三愛電子工業株式会社横浜技術センター	高齢者向け情報受信端末
9	PayPay株式会社	会費等のキャッシュレス決済
10	株式会社ブループリント・システムズ	自治会町内会館の鍵貸出リモート管理
11	株式会社ネオジャパン	スケジュール共有ツールなどアプリケーション提案
12	株式会社アイティサーフ	デジタルツール活用アドバイス等のコンサルティング
13	特定非営利活動法人ILove つづき	
14	特定非営利活動法人まちづくり エージェント SIDE BEACH CITY.	
15	<small>ウーマンネット</small> WOMANET 株式会社	

市民局地域支援部地域活動推進課
 担当 松永、石栗
 電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
 Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

令和6年度泉土木事務所管内工事箇所図

資料13

R7年 2月19日現在



■主な工事を記載しました。
 (工事が決まり次第、各担当者から町内会長にご報告いたします。)
 ■上記に記した工事は予定であり、中止、延期、変更する場合があります。
 ■工事の予定箇所についても、大まかな範囲であり着色部分をすべて施工するとは限りません。



1 犯罪情勢等(1月末)

(1) 認知件数 54件(前年同期比+8件)

主な罪種	令和7年	令和6年	増減
自 転 車 盗	20件	8件	+12件
オ ー ト バ イ 盗	0件	3件	-3件
自 動 車 盗	1件	1件	±0件
車 上 ね ら い	1件	1件	±0件
万 引 き	12件	5件	+7件
強 盗	0件	3件	-3件
空 き 巣	0件	1件	-1件

特 徴

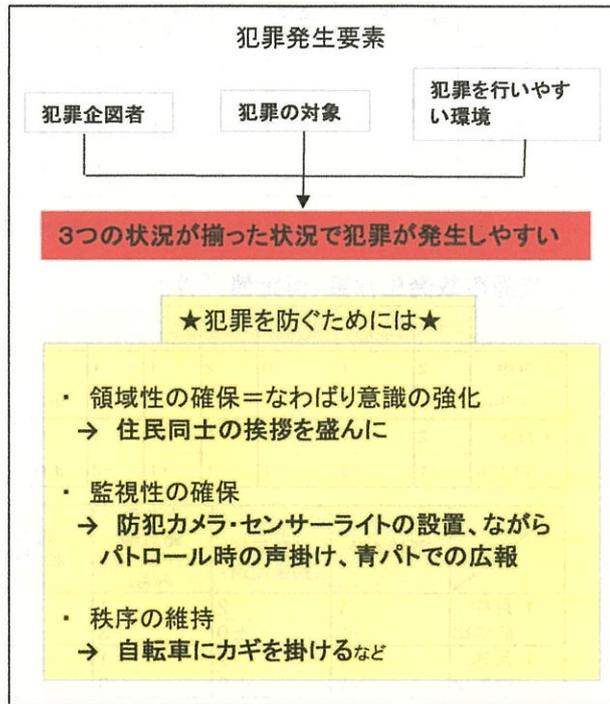
- 昨年に引き続き、自転車の無施錠による被害が目立っています。
- 2月に入ってから空き巣の被害が増えています。

(2) 特殊詐欺

	令和7年	令和6年	増減
発 生 件 数	4件	6件	-2件
被 害 総 額	約990万円	約80万円	+910万円

特 徴

- 携帯電話にも特殊詐欺の前兆となる詐欺電話が増加しています。そのため被害が高齢者から若者まで幅広い世代に広がっています。
- 国際電話番号(+1000-xxxxなど)を使い、末尾を警察の電話番号0110と同じになるように表示させ、警察官になりすます詐欺電話が昨年6月から12月にかけて全国的に激増し、今後も増え続けることが予想されます。



お 願 い

- 携帯電話への詐欺電話対策として、
 - ・ 知らない番号には出ない
 - ・ 着信設定などの対策を行う
 - ・ 相手がビデオ通話のできるアプリへ誘導してきた場合は一切応じない
 - ・ 「誰にも話すな」と言われても必ず相談を徹底しましょう。
- スマートフォンによっては迷惑電話対策機能が付いた機種があります。一度設定を確認してみてください。
※ 別添1及び別添2を御覧ください。

2 交通事故の発生状況(1月末)

発生状況(暫定)

	令和7年	令和6年	増減
発 生 件 数	24件	33件	-9件
死 者 数	0人	0人	±0人
負 傷 者 数	24人	36人	-12人

	令和7年	令和6年	増減
高 齢 者	14件	18件	-4件
二輪車(オートバイ)	9件	14件	-5件

特 徴

- 泉区内の交通事故全体では、高齢者 14件(58.3%)が高い比率となり、道路形状別としては交差点 12件(50.0%)が高くなっています。また今年に入り県内では交通死亡事故が多発し、死者数 18人(前年同期比+11人)
※ 令和7年1月31日現在となっています。

お 願 い

事故は、いつ、どこで起こるか分かりませんので、常日頃から周囲の状況を確認して、交通事故防止に努めてください。



3 お知らせ

- (1) 警察手数料のキャッシュレス化について
※ 別添3を御覧ください。
- (2) マイナンバーカードと運転免許証の一体化について
※ 別添4及び別添5を御覧ください。



3 町名別発生状況(1月末現在)

(1) 認知件数(暫定値)「件」

	下飯田	和泉町(北部)	和泉町(南部)	和泉中央北	和泉中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	岡津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園	その他	合計
1 月中	1	7	0	0	1	3	3	12	0	1	0	0	4	5	7	0	1	1	0	2	0	2	4	54
前年比	±0	-1	-1	-2	-1	+2	+2	+5	±0	+1	-1	-1	-2	+1	+3	±0	-2	+1	-1	+2	±0	-1	+4	+8
1 月末	1	7	0	0	1	3	3	12	0	1	0	0	4	5	7	0	1	1	0	2	0	2	4	54
前年比	±0	-1	-1	-2	-1	+2	+2	+5	±0	+1	-1	-1	-2	+1	+3	±0	-2	+1	-1	+2	±0	-1	+4	+8

* 令和5年5月末分から、和泉町にあっては横浜伊勢原線(長後街道)を基準に和泉町(北部)及び和泉町(南部)に分けて統計を出しています。

(2) 交通事故発生件数(暫定値)「件」

	下飯田	和泉町(北部)	和泉町(南部)	和泉中央北	和泉中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	岡津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園
1 月中	2	1	0	2	1	1	0	3	0	1	0	1	0	3	0	2	0	0	2	2	0	3
前年比	+1	-3	-1	-1	+1	-2	±0	-6	±0	+1	-1	±0	±0	+2	±0	±0	-2	-2	+1	±0	±0	+3
1 月末	2	1	0	2	1	1	0	3	0	1	0	1	0	3	0	2	0	0	2	2	0	3
前年比	+1	-3	-1	-1	+1	-2	±0	-6	±0	+1	-1	±0	±0	+2	±0	±0	-2	-2	+1	±0	±0	+3

	環状4号	横浜伊勢原線(長後街道)	阿久和鎌倉線(かまくらみち)	瀬谷柏尾線	弥生台桜木町線	一般市道	その他	合計
1 月中	1	2	1	1	0	18	1	24
前年比	-2	±0	-3	+1	-1	-4	±0	-9
1 月末	1	2	1	1	0	18	1	24
前年比	-2	±0	-3	+1	-1	-4	±0	-9

神奈川県警察公式アプリがリリース！！

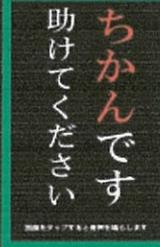
令和7年2月1日 リリース！！
神奈川県警察公式アプリ「かながわポリス」

【ビーガルくん安全メール】



不審者情報、犯罪情報など地域住民の方の安全に係る情報を配信している「ビーガルくん安全メール」の内容が見られます。地図機能で不審者情報等の場所も確認することができます。

【痴漢撃退機能】



スマートフォンの画面表示により、被害にあっての方が周りの人に助けを求めることができます。また、周りの人が被害にあっての方に助けが必要か確認することもできます。※警告音を鳴らすこともできます。

【犯罪・特殊詐欺情報】



ひっそり、自動車盗などの犯罪情報や、特殊詐欺の発生情報を地図上で確認することができます。また、過去の発生情報についても、期間を指定して確認することができます。

【防犯ブザー機能】



画面上的操作で、音により不審者への威嚇や、周りの人に危険を知らせることができます。また、110番通報ボタンにより、警察に通報することもできます。

アプリのダウンロードはこちらから！➡



アプリのダウンロードはこちらから！➡

迷惑防止機能の紹介

スマートフォンには固定電話のように一括で国際電話を停止することができません。

しかし、スマートフォンにはアプリを導入することで、迷惑電話をブロックするなどの機能を追加することができます。

アプリの一例を紹介します

例 トビラフォンモバイル 月額料金あり
(トビラシステムズ株式会社提供)

特徴

- 電話帳に登録していなくても掛かってきた電話をデータベースの情報を元に、企業名や公共機関名等を自動で表示
- 電話番号情報から迷惑電話か否かを自動で判別可能性のある電話には自動で警告、着信拒否
- 受信メールを判定して迷惑メールを見極める機能

つまり・・・

企業名や公共機関名が表示されない場合は詐欺の可能性**大**

携帯各社やセキュリティ会社はみなさまの財産を守るため、様々な機能を増やすためのアプリを提供しています。
携帯各社、セキュリティ会社に問い合わせてください。

この機会に是非、ご検討ください

シニア向けスマホには迷惑電話対策機能が付いたものがあります。（無償）

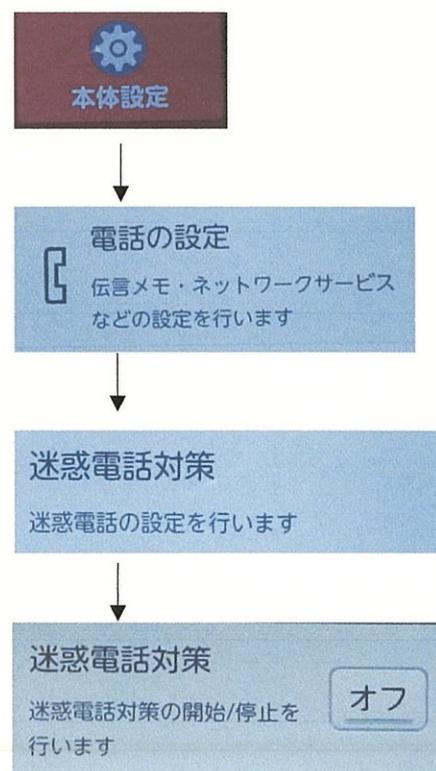
機能の詳細

オレオレ詐欺や還付金詐欺などの危険な電話や海外からの迷惑電話発着信を、警告表示でお知らせしたり、誤って電話に出てしまったときは、相手側と自分に通話を録音する警告ガイダンスを流し、通話中の音声を録音する機能などがあります。

是非、設定を**オン**にしましょう

設定の仕方（例）

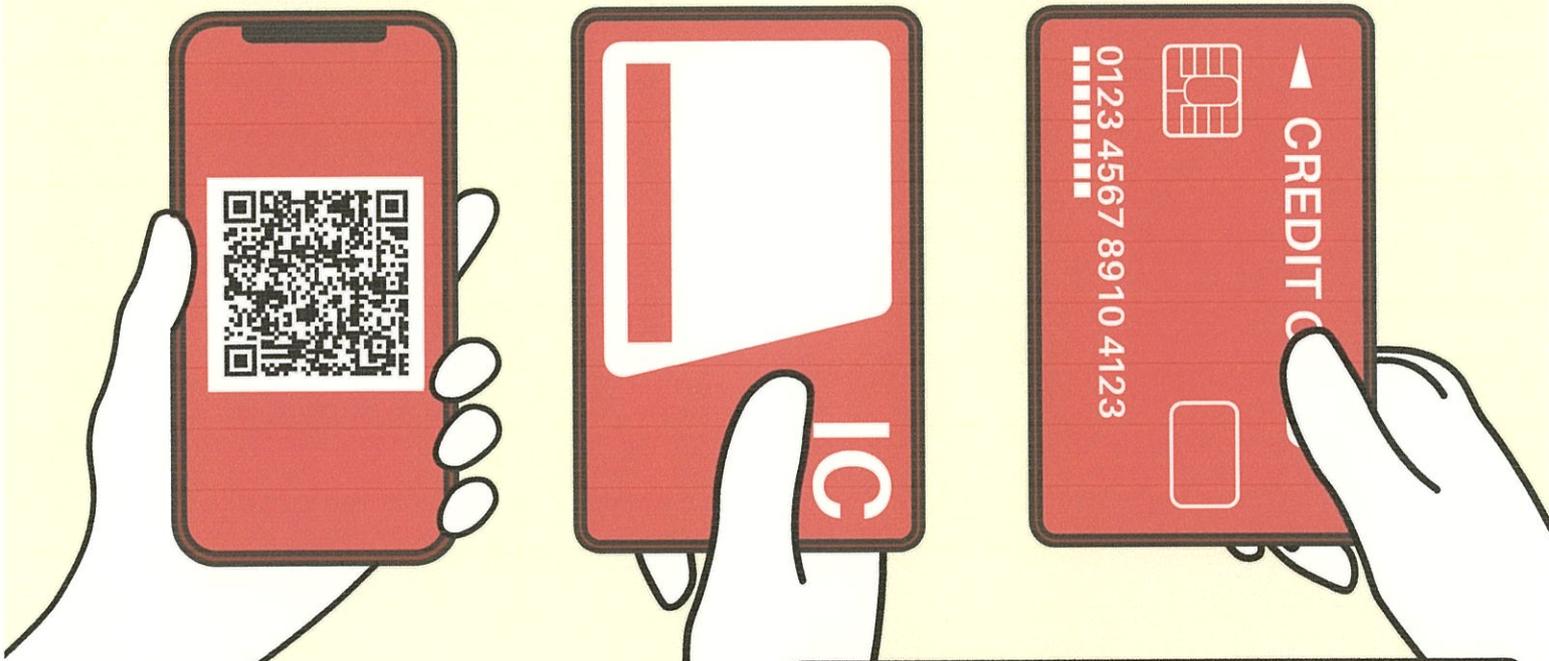
- ① 携帯電話を開くと、画面に「本体設定」という項目があります。
これを軽く押します。
- ② 次に、「電話の設定」という項目が表示されるので
これを軽く押します。
- ③ 次に「迷惑電話対策」という項目が表示されるので
これを軽く押します。
「オン」になっていれば設定済みになります。
「オフ」の場合は「オフ」を軽く押して「オン」に切り替えます。
これで設定は終わりです。



多くの機種で、設定から迷惑電話機能のオンオフを切り替えることができます。機能がオフの場合は、初期設定、再起動時に利用の有無を選択できる機種もあります。



警察手数料は キャッシュレス決済で!



※現金でのお支払いの場合、窓口でお渡しする納付書を使って、金融機関・コンビニ等でお支払いを済ませていただく必要があります。

利用可能な決済方法の一例

クレジットカード

VISA UCB AMERICAN EXPRESS Diners Club DISCOVER

電子マネー

nanaco PASMO iD G+ WORIN Edy

コード決済

PayPay au PAY d払い R Pay Pay

※上記の決済方法は一例です。詳細はHPをご確認ください。

対象手数料の一例

運転免許証の更新	自動車保管場所に関する申請
道路使用許可に関する申請	風俗営業に関する申請

神奈川県収入証紙で取り扱う全ての警察手数料が対象となります。

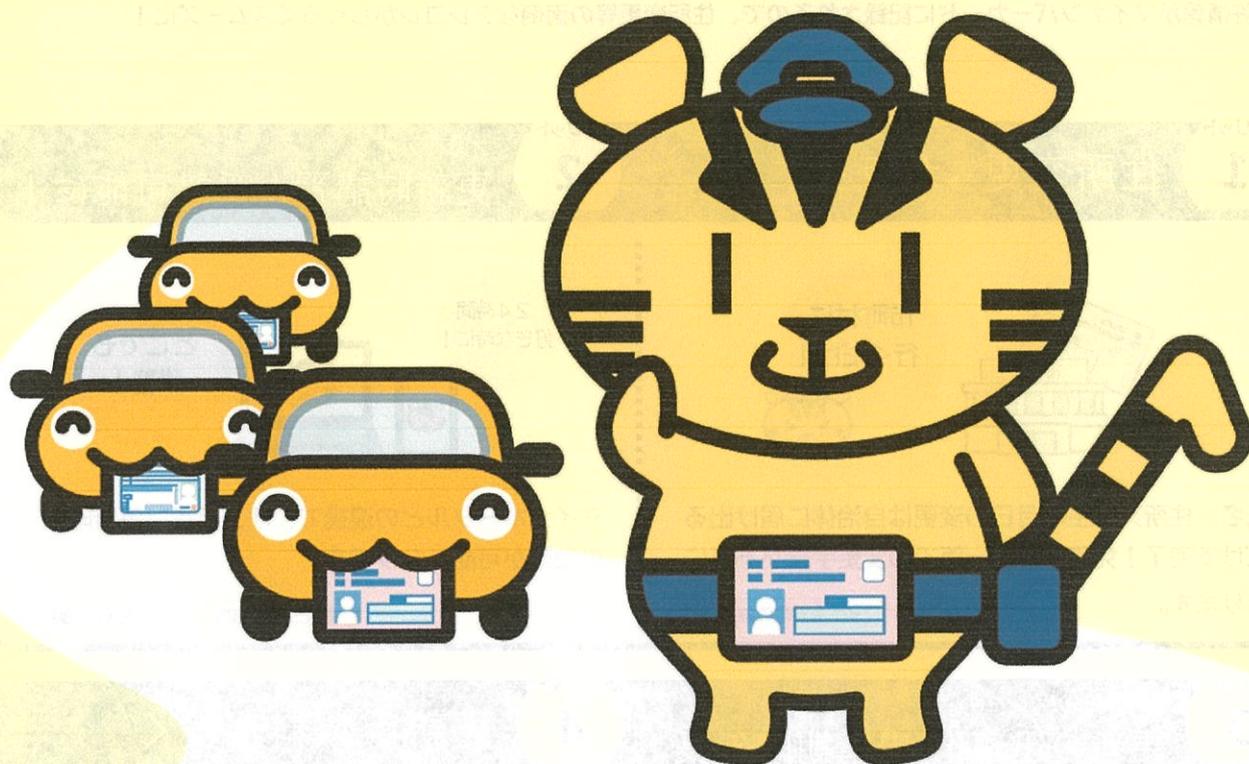
取扱場所

- ・神奈川県警察本部
- ・各警察署
- ・運転免許センター (令和7年8月導入予定)
- ・高速道路交通警察隊
- ・第二交通機動隊
- ・その他、外部委託先など

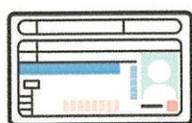


令和7年
3/24
運用開始!

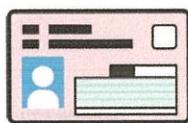
マイナンバーカードを 運転免許証として、 利用できるようになります。



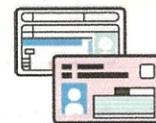
免許証は選べる 3 タイプ.....



免許証
のみ



マイナ免許証
(免許情報が記録されたマイナンバーカード)
のみ



両方

※ 運転の際は、免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯



希望する方は、マイナ免許証を持つことができます。

? 一体化のための手続きは?



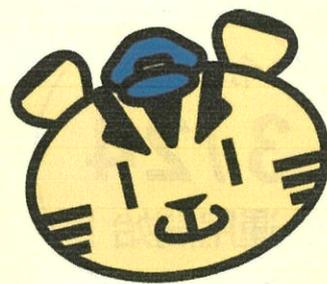
運転免許センター等で手続きが可能です。
免許情報をマイナンバーカードに記録できます。

? 免許情報の確認はどうするの?



専用アプリで確認します。
券面には免許情報が記載されないため、「マイナ
免許証読み取りアプリ」で読み取りを行います。

マイナンバーカードを 免許証として使える！ だから、メリットたくさん！



改正道路交通法の施行により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化の制度が令和7年3月24日から開始されます。一体化で免許情報がマイナンバーカードに記録されるので、住所変更等の面倒なアレコレがらくらくスムーズに！

メリット

1 住所変更等がラクに！



市町村に
行くだけ！



氏名、住所又は生年月日の変更は自治体に届け出るだけで完了！免許センター等での変更手続きが不要になります。

マイナ免許証のみ保有者

メリット

2 オンライン 更新時講習が受講可能に！

24時間
好きな時に！



どこでも
講習！

マイナポータルとの連携で、オンライン更新時講習の受講が可能になります。

優良運転者講習

一般運転者講習

メリット

3 住所地以外での 更新の迅速化・申請期間延長！

経路地更新 即日完了！



住所地以外の免許センターで行うことができる免許証の更新手続き（経路地更新）が迅速化されます。

優良運転者

一般運転者

メリット

4 更新手数料が安く



マイナ免許証は免許証と比べて更新手数料が安くなります。

一体化の手続き前に準備すること

住所変更ワンストップサービス等の利用申請やマイナポータル連携手続きのためには、運転免許センター等でのマイナンバーカードの署名用電子証明書の提出が必要ですので、一体化の手続き前に6～16桁の署名用電子証明書暗証番号を予め準備してください。

泉警察署における更新手続き及び記載事項変更について

令和7年3月24日から開始



1 マイナ免許証の申し込み方法等について

(1) 運転免許証の持ち方について
希望により持ち方(保有状況)を

- 1 運転免許証のみを持つ
- 2 マイナ免許証のみを持つ
- 3 運転免許証と
マイナ免許証を両方持つ

の3通りから選ぶことができます。
運転免許証の持ち方は、更新期間に関係なく変更することができます。

(2) マイナ免許証の申請方法
居住地を管轄する警察署、または
運転免許センターにおいて

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証

を持参の上、運転免許窓口で申請可能となります。
また、申請には1,500円の手数料が必要になります。

2 住所変更等について

	記載事項変更		
	住所変更	本籍変更	氏名変更
免許証のみ	変更届出済み マイナンバーカード または 住民票等	本籍入りの住民票	変更届出済み マイナンバーカード または 本籍入りの住民票
マイナ免許証のみ (ワンストップサービス※1) マイナポータル連携あり)	警察署、運転免許センターでの手続き不要 ※ 本籍についてはマイナポータル上でのオンライン変更が必要です。		
マイナ免許証 運転免許証 (2枚持ち)	変更届出済み マイナンバーカード、 運転免許証	マイナンバーカード、 運転免許証、 本籍入りの住民票	変更届出済み マイナンバーカード、 運転免許証

3 更新手数料について

手続き後の 保有形態	優良運転者		一般運転者		違反運転者・初回更新者※2)	高齢者※3)
	対面	オンライン 受講済み	対面	オンライン 受講済み		
免許証のみ	○ (3, 350円)	○ (3, 050円)	○ (3, 650円)	○ (3, 050円)	×	○ (2, 850円)
マイナ免許証のみ	○ (2, 600円)	○ (2, 300円)	×	○ (2, 300円)	×	○ (2, 100円)
マイナ免許証 運転免許証	○ (3, 450円)	○ (3, 150円)	×	○ (3, 150円)	×	○ (2, 950円)

(マイナ免許証を更新する場合でも、更新受付日と免許情報記録日の計2回、泉警察署へお越しいただく必要があります。)

- ※1 ワンストップサービスとは、複数の部署・庁舎・機関にまたがっていた行政手続きを一度にまとめて行えるサービスを言います。手続きには、事前に免許センターまたは警察署への有効な署名用電子証明書の提出と、同意項目の選択が必要になります。
- ※2 運転免許センターでの手続きとなります。別途更新手数料、講習手数料が掛かります。
- ※3 別途講習内容により、講習手数料が掛かります。

資料 15

泉区連長会資料
令和7年2月19日
泉消防署

泉区 火災・救急状況

※ 数値や火災原因項目は速報値のため、変更になることがあります。

令和7年1月31日現在

火災状況		泉区内		
		令和7年	令和6年	増△減
火災件数		3	3	0
火災種別	建物火災	2	2	0
	車両火災	1	0	1
	その他火災	0	1	△ 1
	林野火災	0	0	0
	船舶火災	0	0	0
	航空機火災	0	0	0
損害程度	焼損床面積(m ²)	46	125	△ 79
	死者	0	0	0
	負傷者	1	0	1

泉区内 主な火災原因	令和7年	令和6年	増△減
灯火	1	0	1
たばこ	1	0	1
排気管	1	0	1
	0	0	0
	0	0	0
上記以外の火災原因	0	3	

※ 主な火災原因の中には調査中のものがあり、翌月以降、変更になることがあります。

救急状況		泉区内		
		令和7年	令和6年	増△減
救急出場件数		1,009	913	96
救急種別	急病	738	660	78
	交通事故	27	31	△ 4
	一般負傷	172	166	6
	その他	72	56	16

地区連合別火災発生状況

連合名	件数
中川地区	0
緑園地区	0
新橋地区	0
和泉北部地区	1
和泉中央地区	0
下和泉地区	0

連合名	件数
富士見が丘地区	0
上飯田地区	0
上飯田団地地区	1
いちょう団地地区	0
中田地区	1
しらゆり地区	0
その他	0

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区連合自治会町内会長会事務局

泉区自治会町内会区域図について（送付）

日頃から泉区政及び市政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度「横浜市泉区自治会町内会区域図（令和7年1月現在）」を作成しましたので、御参考までに送付いたします。

泉区自治会町内会区域図は、泉区内に転入された方などへ自治会町内会の区域をお示しし、御活用いただくために作成しています。

また、「泉区連合自治会町内会長会ホームページ」からも区域図を参照できるようになっておりますので、御承知おきください。

なお、図面に現況との相違がある場合は、大変お手数ですが担当までお知らせください。

どうぞよろしく願いいたします。

【泉区連合自治会町内会長会ホームページ】

<http://www.izumikuren.net/information.php>

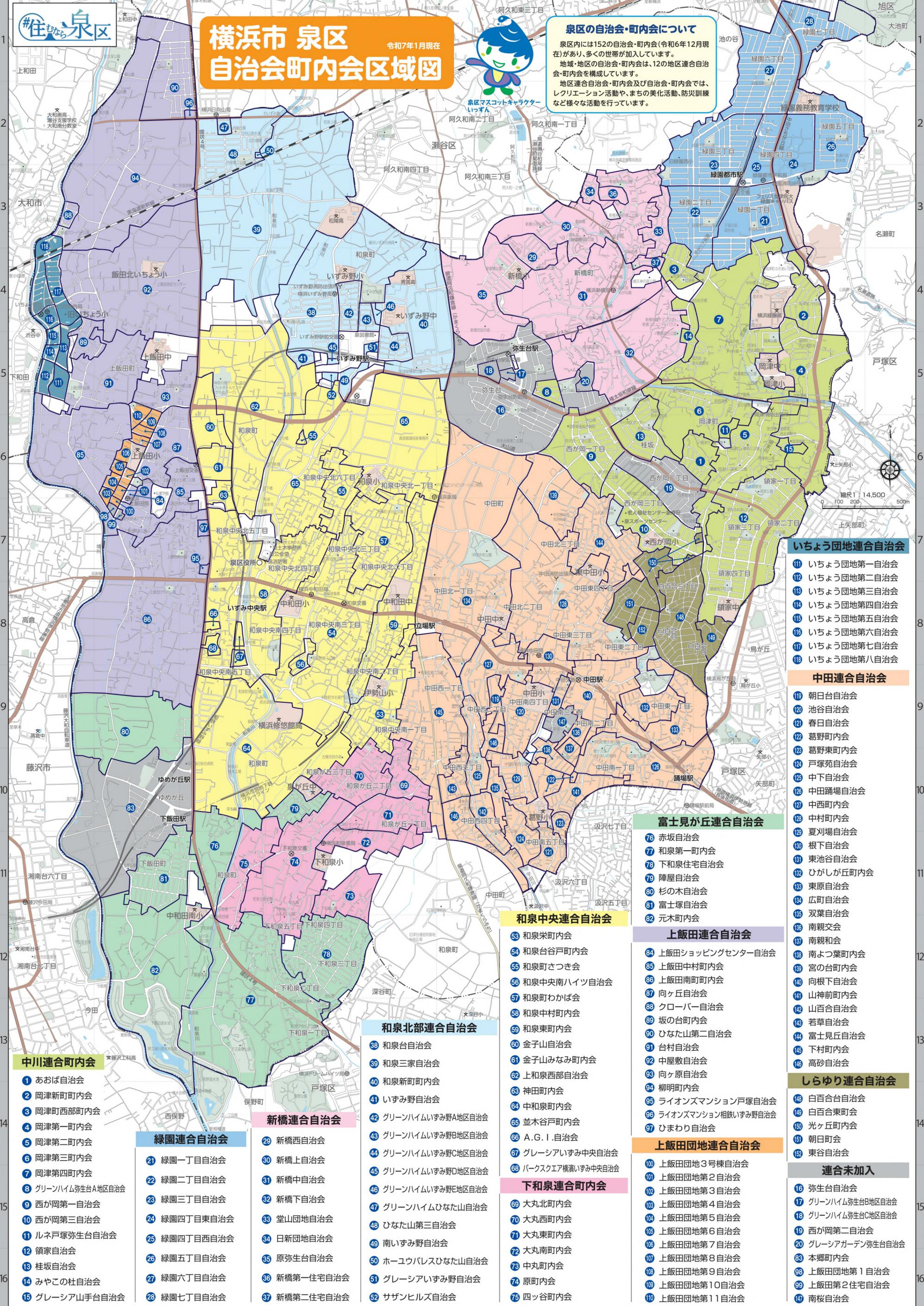
泉区連合自治会町内会長会事務局
（泉区地域振興課内）
担当 千田、三浦
電話 045-800-2391
メール iz-chounaikai@city.yokohama.lg.jp

横浜市 泉区 自治会町内会区域図

令和7年1月現在



泉区の自治会・町内会について
 泉区内には152の自治会・町内会(令和6年12月現在)があり、多くの世帯が加入しています。
 地域・地区の自治会・町内会は、12の地区連合自治会・町内会を構成しています。
 地区連合自治会・町内会及び自治会・町内会では、レクリエーション活動や、まちの美化活動、防災訓練など様々な活動を行っています。



いちょう団地連合自治会

- 111 いちょう団地第一自治会
- 112 いちょう団地第二自治会
- 113 いちょう団地第三自治会
- 114 いちょう団地第四自治会
- 115 いちょう団地第五自治会
- 116 いちょう団地第六自治会
- 117 いちょう団地第七自治会
- 118 いちょう団地第八自治会

中田連合自治会

- 119 朝日台自治会
- 120 池谷自治会
- 121 春日自治会
- 122 葛野町内会
- 123 葛野東町内会
- 124 戸塚苑自治会
- 125 中下自治会
- 126 中田踊場自治会
- 127 中西町内会
- 128 中村町内会
- 129 夏川場自治会
- 130 根下自治会
- 131 東池谷自治会
- 132 ひがしが丘町内会
- 133 東原自治会
- 134 広町自治会
- 135 双葉自治会
- 136 南親和会
- 137 南親和会
- 138 南よつ葉町内会
- 139 宮の台町内会
- 140 向根下自治会
- 141 山神前町内会
- 142 山百合自治会
- 143 若草自治会
- 144 富士見丘自治会
- 145 下村町内会
- 146 高砂自治会

富士見が丘連合自治会

- 76 赤坂自治会
- 77 和泉第一町内会
- 78 下和泉住宅自治会
- 79 陣屋自治会
- 80 杉の木自治会
- 81 富士塚自治会
- 82 元木町内会

和泉中央連合自治会

- 53 和泉栄町内会
- 54 和泉台谷戸町内会
- 55 和泉町さつき会
- 56 和泉中央南ハイツ自治会
- 57 和泉町わかば会
- 58 和泉中村町内会
- 59 和泉東町内会
- 60 金子山自治会
- 61 金子山みなみ町内会
- 62 上和泉西部自治会
- 63 神田町内会
- 64 中和泉町内会
- 65 並木谷戸町内会
- 66 A.G.I.自治会
- 67 グレーシアいずみ中央自治会
- 68 パークスクエア横溝いずみ中央自治会

上飯田連合自治会

- 84 上飯田ショッピングセンター自治会
- 85 上飯田中村町内会
- 86 上飯田南町町内会
- 87 向ヶ丘自治会
- 88 クローバー自治会
- 89 坂の台町内会
- 90 ひなた山第二自治会
- 91 台村自治会
- 92 中屋敷自治会
- 93 向ヶ原自治会
- 94 柳明町内会
- 95 ライオンズマンション戸塚自治会
- 96 ライオンズマンション相鉄いずみ野自治会
- 97 ひまわり自治会

和泉北部連合自治会

- 38 和泉台自治会
- 39 和泉三家自治会
- 40 和泉新町町内会
- 41 いずみ野自治会
- 42 グリーンハイムいずみ野A地区自治会
- 43 グリーンハイムいずみ野B地区自治会
- 44 グリーンハイムいずみ野C地区自治会
- 45 グリーンハイムいずみ野D地区自治会
- 46 グリーンハイムいずみ野E地区自治会
- 47 グリーンハイムひなた山自治会
- 48 ひなた山第三自治会
- 49 南いずみ野自治会
- 50 ホーユウパレスひなた山自治会
- 51 グレーシアいずみ野自治会
- 52 サザンヒルズ自治会

新橋連合自治会

- 29 新橋西自治会
- 30 新橋上自治会
- 31 新橋中自治会
- 32 新橋下自治会
- 33 堂山団地自治会
- 34 日新団地自治会
- 35 原弥生台自治会
- 36 新橋第一住宅自治会
- 37 新橋第二住宅自治会

緑園連合自治会

- 21 緑園一丁目自治会
- 22 緑園二丁目自治会
- 23 緑園三丁目自治会
- 24 緑園四丁目東自治会
- 25 緑園四丁目西自治会
- 26 緑園五丁目自治会
- 27 緑園六丁目自治会
- 28 緑園七丁目自治会

中川連合町内会

- 1 あおば自治会
- 2 岡津新町町内会
- 3 岡津町西部町内会
- 4 岡津第一町内会
- 5 岡津第二町内会
- 6 岡津第三町内会
- 7 岡津第四町内会
- 8 グリーンハイム弥生台A地区自治会
- 9 西が岡第一自治会
- 10 西が岡第三自治会
- 11 ルネ戸塚弥生台自治会
- 12 領家自治会
- 13 桂坂自治会
- 14 みやこの杜自治会
- 15 グレーシア山手台自治会

しらゆり連合自治会

- 148 白百合台自治会
- 149 白百合東町会
- 150 光ヶ丘町内会
- 151 朝日町会
- 152 東谷自治会

連合未加入

- 16 弥生台自治会
- 17 グリーンハイム弥生台B地区自治会
- 18 グリーンハイム弥生台C地区自治会
- 19 西が岡第二自治会
- 20 グレーシアガーデン弥生台自治会
- 83 本郷町内会
- 98 上飯田団地第1自治会
- 99 上飯田第2住宅自治会
- 147 南桜自治会

令和7年2月19日
区連会説明資料
地域振興課

泉区
地区連合自治会町内会長 様

泉区地域振興課長
金子 利恵

泉スポーツセンター空調設置工事に伴う全館休館について

日頃から、本市のスポーツ振興に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。
このたび、熱中症予防対策のため、泉スポーツセンター体育室に空調設備を設置しま
す。

つきましては、令和7年9月から令和8年3月まで**全館休館**となりますので、御理
解くださいますようお願いいたします。なお、詳細なスケジュール等については、業
者確定後に決定いたします。

1 工事内容（予定）

- ・第1、2体育室：空調設備の新設
- ・第3体育室：空調設備の更新

2 工事期間（予定）

令和7年9月～令和8年3月末（前後で施設内調査や点検を行います）

※休館期間は工事の進捗状況等により変更となる場合があります。

泉区役所地域振興課

担当 山下・原

電話 800-2396